

- しくは庶子か？
- (4) 彼れは何人の許に若しくは何人と共に居住するか？
- (5) 彼れは父母共に失へるか、或ひは父のみ若しくは母のみを失へるか？
- (6) 彼れの宗教は何か？
- (7) 彼れの教育程度は？ (全くの文盲か？ 読み書きを知るか？ 初等教育の卒業證書を有するか？)
- (8) 彼れは現に或る小學校若しくは實業學校に就學中のものなるか、若しくは嘗て就學したるものなるか？
- (9) 彼れは徒弟教習を受けたか？ 何處にてを受けたか？ 彼れの主人は何人か若しくは何人であつたか？ 彼れに對する彼れの主人たちの意見は？
- (10) 彼れは或る生業を有するか？ その種類は？ その状態は？
- (11) 彼れの健康状態は？ 彼れは何等か重き疾患を有つたか？ 彼れは彼れの子孫に影響を及ぼす性質を有する何等かの肉體的若しくは精神的疾患に冒されて居るか？
- (12) 被告人の性格、徳性、諸般の習慣及び諸般の傾向如何？
- (13) 彼れの日常交際乃至往來の方面は？ 彼れの仲間たちは彼れよりも年長かそして彼れよりも更らに惡變せるものと思料されるか？

B 父母

- (14) 彼れは前に逮捕せられ若しくは訴追せられたることあるか？ 如何なる事實に因りて？ 彼れは懲戒(親權に基く)の方法によりて拘禁せられたることあるか？
- (15) 彼れには改善能力ありと思料されるか？ 若しありとすれば、蒐集せられたる情報の全體より判斷して、彼れの道徳的回復を最も克く保證し得べき諸般の處分は何か？
- B 父母
- (1) 被告人の父母の(又は後見人若しくはその許に彼れの生活する人々の)姓名、職業、現在及び以前の住所、
- (2) 彼等は正婚者か或ひは内縁關係か、彼等は事實上別居せるか若しくは離婚せるか？
- (3) 幾人の子女か彼等と共に生活せるか？ そこには別々の臥床を有するか？
- (4) 彼等の行狀、彼等の徳性、彼等の評判は如何。彼等には酩酊、遊惰若しくは常習的放縱の傾向を存するか？
- (5) 如何にして彼等は彼等の子女に對して彼等の教育及び扶養の義務を果して居るか？ 他の子女の中に、遺棄せられ、處刑せられ、若しくは司法處分によりて彼等の監督から引離されたるものを存するか？
- (6) 彼等は自宅に於て勞働して居るか、或ひは自宅外に於て勞働して居るか？ 彼等は彼等の子女を

- (7)、彼等の負擔及び彼等の財源如何。彼等の所得は如何、彼等は救助を受けて居るか？ 彼等は月々の食費を支拂ひ得るか？ その額は何程なるか？
- (8)、彼等は次きの何れを要求するか？
 - (a)、彼等の子か彼等の許に還るべきこと。
 - (b)、彼れか彼れの成年に至るまで或る刑務コロニーに送附せらるべきこと。
 - (c)、彼れか公救濟施設に委託せらるべきこと（彼れか十六歳以下の未成年者であり、且つそれかこの施設の所管に屬する場合）
 - (d)、裁判所によりて彼れの監護か或る制度若しくは或る慈善家に委託せらるべきこと。
- (9)、彼等は彼等の子か彼等の許に還されるために、徳性と堅實との充分なる保障を提示し且つ彼れを善に誘導するために彼等の凡ての努力を用ふべき約束を爲すか
- (10)、委託の場合に於て、彼等は彼等の子と依然關係を持続することを欲するか、若しくは彼れに對して全然無關心であるか？

C、上記問書中に含まれざる諸種の指示事項

D、調査員の説明附意見

II

報告者 Edouard Julhiet,

Vice-Président du Patronage de l'Enfance et de l'Adolescence de Paris.

この報告を起草するに先ちて、私は、私の研究を援助するために特別の資格を有すると考へられたる約二十名の人々（司法官、辯護士、各種矯正施設の長、少年保護を目的とする民間諸團體の長）の意見を徴した〔註一〕。そして彼等の解答の間には一つの顯著なる全般的一致が見出された。

〔註一〕、この報告に於て、私は、裁判所によりて少年の委託せられる營造物を『施設』（institution）と稱し、若しこの施設が刑務行政に屬する一營造物なるときは、これを『刑務コロニー』（Colonie pénitentiaire）と名附け、そしてそれか一つの民間事業なるときは『保護會』（Patronage）と呼ぶであらう。

私は彼等に次きの問題を課した。

- (1)、家庭委託は如何なる場合に、且つ如何なる少年に對して考へらるべきか？
- (2)、家庭は如何にして選定すべきか？

(3) 家庭委託は如何にして構成せらるべきか？

この三つの問題は私の報告の三つの部分を形成するてあらう〔註二〕。

〔註二〕、この報告に於ては、問題の純法律的方面の詳細に關する説明は殆ど全部省略されるてあらう。未成年者は、フランスに於ては、或ひは刑法第六六條、或ひは一八九八年四月十九日の法律、或ひはまた就中一九二二年七月二十二日の法律の適用によりて審判される。加之、また若干の少年は豫審判事の免訴處分によりて保護會に引渡される。

第一節 如何なる場合に、且つ如何なる少年に對して家庭委託か

考へられねはならないか

そこには先づ二つの根本原則が課せられる。

第一原則——或る少年を或る選定せられたる家庭に委託する處分は、その少年自身の家庭が彼れの道德的回復を行ひ得ない場合にのみ限られねはならない。

少年は最早家庭といふものを有ち得ない場合を存する。假りに彼れか一つの家庭を有つにしても、或ひは彼れの父母そのものか徳性を缺いて居るかために、或ひはまた彼等が彼れを監督する餘裕を有たないか若しくは必要なる權力を有たないかために、その家庭は彼れの道德的回復を爲すに無能力なる場合を存し得る。

自然によりて置かれたる正常的環境から少年を引離すことは、たまたこれ等の場合に於てのみ考へられねはならない。

彼れ固有の家庭が彼れの道德的回復に必要な諸要素を具存する場合に、他人の許に少年を託するのは正に一個の犯罪たるものであらう。

第二原則——我々か家庭委託によりて、或る少年の道德的回復を行ふことを必要とする場合、我々は、道德的に若しくは生理的に危険なる或る少年を或る家庭に導入することによりて、反對にその家庭を汚染せざる嚴正なる義務を有することを決して忘れてはならないてあらう。

それ故に、若しもそれか傳染病若しくは重大なる道德的諸缺陷に冒されたるものなることの明らかなる少年に關するときは、この場合、決して家庭委託を考へる譯けには行かない。

蓋しそれは自明の道理である、そして或る少年の道德的回復を圖るかために、結核病或ひは顯著なる惡習を有する彼れを或る健全にして誠直なる家庭に送り込まむとする裁判官若しくは博愛家の道德的責任は重大であるてあらう。

豫先調査——この二つの原則から來る當然の結論として、そこには、少年に就きて、即ち彼れの健康(醫術的檢定)、彼れの徳性、彼れの家庭、彼れの生活環境に關して一つの豫先的調査が必要とされる。

この調査は如何にして爲さるべきか？ そこには一つの重大なる困難を存する。警察はこの種の調査に

對して有益である。しかしそれにも拘らずこれ等の調査は一九二二年七月二十二日の法律の豫定したる『調査員』(rapporteurs)によりて指揮されたことか望ましくならざるであらう。

しかし不幸にしてこれ等の『調査員』は未だ存在しない。凡ての方面から幾多の緊急なる時務を山積せしめた五年間の大戦に續いた一般的混亂の一時期は、彼等の組織を遅延せしめた。一九二三年の創設にかかる興味ある『少年社會課』(Service social de l'enfance)はこの種一組織の核心たり得るであらう。しかしながら、今日まで就中この制度の努力し來りたるものは、親權的懲戒事件に於ける裁判所への協力であつた。

それ故に、裁判所か今日参考し得るものは、單に豫審判事によりてか、或ひはまた往々にして保護會の代表者たちによりて蒐集せられたる資料のみである。そして彼等は少年か家庭委託に適格であるか否かをしはしは不十分なる知識の下に判断せざるを得ない。従つて、彼れか少年を彼れ自身の家庭に送還しない場合には、後に私かそれを説明するであらうかやうに、彼れを一つの刑務コロニーに送附するか、若しくは一つの保護會に委託することを以て満足する。かくて、少年の多少とも長きに亙る一つの検査の後に、彼れを或る家庭に委託することを適當とするか否かを決定するものはこれ等の施設なのである。

第二節 家庭は如何にして選擇せらるべきか

原則として、少年の肉體的健康的のためにも、また彼れの道徳的健康的のためにも、農村に於ける家庭委託

かより好ましきこととされる。加之、農業者の許に於て、少年はより速かに家庭に同化するであらう。

家庭を選定するに先ちて、先づ必要なることは委託すべき地方を選定することである。この場合、酒精飲料の盛に使用される地方、工場地帯、大都市の近郊は避けられねはならない。望ましき方面は小農村の散在せる地方である。

一つの大農經營者よりも寧ろ小農家を選ぶことか適切である。選擇せらるべき家庭は有福な暮し向きてあつて、而かも婢僕を使用して居ない家庭でなければならぬ。小自作農の多くを存するフランスに於てこれ等の條件を見出すことは蓋し容易である。

委託される家は學校及び教會から余り離れて居てはならない。委託は一家庭一人たるへきてあらう。そして十四歳以上二十歳以下の男子を有する家庭に少女を委託することは回避されねはならないであらう。委託家庭か實直な家庭であり、勤勉な家風であり、而かも傳染病者を有たない家庭でなければならぬのは言ふまでもない。そこには、兩親共に生存し、而かもそれは彼れの威令の行はれる父であり、熱心に家政と子女の訓令とに従事する母であることを要する。そこには子女の兩親に對する尊敬が充分に確認されてなければならぬ。(判事ブリネ氏の意見)。

宗教的信仰に敦き一家庭か原則として、極めて望ましきことである、何故なれば、宗教は一少年の再生を助成するに最も堪能なる道徳的力の一つであるからである。そしてそれは私への回答者の大部分の意見

である。

家庭の選定には一つの極めて周到なる注意が拂はねはならない。これかためには單に町村長若しくは小學教員によりて供給せられたる諸般の情報を以て満足する譯けには行かない。これかためには直接の調査が必要とされる。

我々の刑務コロニーは凡て農村に存する。それ故に、これ等のコロニーは少年たちを、コロニーの長と相識の間であつて、しはしは彼れ自身によりて巡察され得る近在の諸家庭に委託するのである。

我が保護會は、これに反して、その本部を一般に或る都市に有つて居る。しかしながら、これ等の保護會は、彼等が農學的委託を爲す地方に、その地方の事情に精通し且つ家庭の選定を爲す一通信員若しくは一代表者（農業者、牧師、小學教員、治安判事、醫師等）を有する。私は、第一に調査員の、第二に監督者の役目を演ずるこの地方通信員の必要を極力固執するものである。

大戰以來、農村に於ける日傭人の缺乏の結果、保護會は農家の側から多くの申込を受けつつある〔註三〕。それ故に、家庭の選擇は、當今、嚴密なる淘汰の下に行はれ得るのである。

〔註三〕、農村への家庭委託はフランスの農業に幾多の實現的貢獻を爲して居る。ポール・カーン氏の言ふところによれば、一九二三年十月一日現在に於て、そこには刑務コロニーの感化少年二二六七名と保護會の感化少年四〇九六名とを存した。この總數六三六三名の少年の中、一大多數（恐らく半數）は

農業家庭に委託されて居た。『少年保護會』（Patronage de l'Enfance）のみにも、十數縣に一三〇〇名に近き感化少年を委託し、而かもその中八〇〇名はヴォージュ縣に委託されたものである。

一般的に、保護會は長く同一の家庭を保存して居る。『我々は常時に我々の少年の何れかか委託されて居る家庭の可なり著しき數を有つに至つた。そして我々から充分克く識られて居ないので、自から進んで委託を受けたき希望を我々に申込むて來る幾多の家庭は、彼等か第一流の履歷書や證明書を提出することの出来る場合でなければ、到底その希望を達するの機會なきことを知つて居る（ボツカチオ氏）』

農村家庭への委託が一般的により望まじきものであることは、既にこれを述べた。しかしそれにも拘らず、尙ほ若干の場合に於ては、都會地の家庭に委託することも、等しく考慮されねはならない。蓋し、既に機械工或ひは鑄冶工として一つの眞面目な教習（徒弟教育）を経たてあらう十五歳の少年を牧人として或る農家に送るのは賢明なことではないであらう。例へば多數少年の道德的回復の實績を擧げて居るかの『年少被拘禁者輔成會』（Patronage des Jeunes Détenus）に於けるかように、それが良好に組織されて居る場合には、都會地に於ける委託もまた極めて優秀なる成績を齎し得ることになるであらう。

上記輔成會長ドウ・コルニー氏（de Corny）は、自宅にてその稼業を行ひ、そして彼等の徒弟を家内に起臥せしめ、彼等と食事を共にせしめ、且つ彼れを彼等の子女の一人として待遇する小雇主の許に、彼等

の感化少年たちを徒弟として委託する。一八三三年に設立せられたるこの輔成會は、ドゥ・コルニエ氏（五十年以來この委託に没頭しつつある）が個人的に識つて居る小雇主たち——巴里に於ては殆ど凡ての——の一大顧客を有する。若干の舊感化少年たちはその後自立して雇主となり、そして今後は逆に感化少年たちを引受けて居る。

第三節 家庭委託の組織

A、家庭委託の手續

少年に關する諸調査のために一九一二年七月二十二日の法律によりて豫定せられたる輔成機關としての『調査員』を裁判所か尙ほ有つて居ないことは、既にこれを述べた。そして裁判所はまた、一般的に、等しく法律によりて豫定せられたる、そして彼れに彼れ自から家庭委託を指揮することを可能ならしむべき『保護監督委員』（délégués pour la liberté surveillance）をも有つて居ない。

それ故に、裁判官は殆ど常に次きの解決に倚賴する。——若し裁判官が、訴訟記録及び公判の諸要素に従ひて、少年の改善を可能と認めるか、しかしそれは自然的家庭によりて保證されかたかと思料するときは、裁判官は、場合に應じて、少年を或ひは一つの刑務コロニーに、或ひはまた一つの保護會に委託する。そして委託を受けたるこれ等の施設は、觀察と監置との多少とも長き一期間を経たる後、若しそれを適當とするときは、家庭委託の處分を爲し、そしてかくして委託せられたる少年に對して自から監督の任

に當ることになるのである。

若しも少年が刑務コロニーに送附されたとするならば、それは、彼れか或る重き罪を犯したかためであり、そして就中彼れか悪事を爲す習慣を有するかためである。それ故に、この場合、彼れは一つの嚴格なる紀律の必要を有する、そしてそれは拘禁生活である。家庭委託は、多年の拘禁生活の後、少年が既に道徳的に回復されたる時、彼れか再び紀律と労働との習慣を回復したるときにのみ生し得る。この場合、家庭委託は、彼れの釋放の準備として、漸時少年を自由生活に再應化せしめる一つの半自由の期間を構成するものである。そしてこの再應化は一九二一年ブルユツセル開會の第二回國際少年保護會議に於ける私の報告の對象であつた。

若しも少年の委託されたるものか一つの保護會であるならば、彼れの踏み入つた邪路は左まで重大なかつたことを意味する。この場合、保護會の任務は先づ彼れを研究し且つ觀察することを以て初まる。この検査の結果、少年が根本的に惡變して居るものでなく、そして若しも誠實な人々によりて労働と實直との習慣が彼れに與へらるべき一つの健全なる環境内に置かれたならば、彼れは道徳的に再生し得るものなことが明らかにされた場合には、保護會は彼れの第二の家庭となるべき一つの家庭を彼れのために詮索し、その家庭に少年を委託し、そしてその委託先きに於て尙ほ彼れの監督を繼續することになるのである。

B、委託家庭から何か要求されねばならないか

我々が委託家庭から要求するところのものは、要するに、これ等の家庭が彼等に委託せられたる少年に就きて、恰かもその少年が彼等自身の子であつたかのように、凡ての注意と保護とを加へることである。少年は家内の一室に起臥し、且つ決して無断外出を許されない。彼等は勞働し且つ一つの生業を修習することを要する。即ち男子は、若しも彼等が農村に委託せられたものであるならば、良好なる農夫、飼養家、牧畜家となり、若しも彼等が都會に委託せられたものであるならば、良好なる石工、指物師、大工、鑄冶工、機械工等にならねばならないし、また女子は、洗濯屋、裁縫師、刺繡師、料理婦、下女、農婦等にならねばならないであらう。被委託者（雇主）は單に使ひ走りを爲さしめ若しくは雜用を爲す婢僕として少年を利用してはならない。小學齡に在る少年は學校に通學する、そしてその協力を常に貴重とする小學教員は感化少年の出缺状態を通知する。蓋しこれは一つの良好なる監督に資することになるであらう。一つの契約は少年の委託を受けたる家庭の負擔する諸義務を詳細に明定する。家庭は彼等に少年を委託したる施設に絶へず少年の行狀に就きて報告を爲す義務を有する。若干の施設は毎月書面による報告を要求して居る。然るに、ラッシュユウ氏及びボツカチオの兩氏は、一般的に左まで眞摯ならざる書面による報告を要求するのは無益だと考へて居る。それにも拘らず、この場合そこには實

地に就きて頻繁なる監察を爲し得ることか必要とされる。そして何れにしても、委託家庭は、書面若しくは電報によりて常に異常なる出來事の凡てを（逃走〔註四〕、疾病、怪我、酩酊、竊盜等）通報することを要する。

〔註四〕、一九二二年二月二十二日の法律が、この場合に於て一つの直接にして而かも有效なる手續を使用することを許して以來、少年の逃走は從來よりも著しく罕れな事故となつた。

不時視察の方法によりて、この場合、少年保護者（被委託者）、隣人等が訊問される——少年及びその保護者に對して、一つの絶へざる監督が責任ある施設によりて實行される。委託が施設の近在に於て爲されたる場合には、これ等の視察は容易である、加之、少年はまた彼れ自ら定期に（日曜日）施設の長を往訪する。

若し委託が施設より遠く隔りたる地に於て爲されたる場合に於ては——保護會の爲す委託の大部分かそれであるかように——施設は一つの地方代表者（大農業者、小學教員、牧師、醫師、治安判事）を置かねばならない。そしてまた現に、この代表者は殆ど常に何れの施設に於ても存置されて居る。かようにして、そこには、その地方に在住する代表者の監督する『委託中樞』が構成されることになつ

た。代表者は一個の單なる調査員若しくは監督者ではない。彼れは彼れの受取りたる少年に助言乃至助成を與へる少年の保護者である。この代表者の職務は、少年の保護を爲す爲め、少年の生活に對してこれに農村委託を爲す凡ての大保護會 ("Patronage de l'enfance", "Patronage", etc.) によりて採用されたる型式である。

D、少年の賃銀
少年に搾取されたといふ感しを與へないことが肝要である。それ故に、彼れの賃銀は同一労働を給付するその地方の少年たちのそれと殆ど同額たることを必要とする。

賃銀は何人に交付せらるべきか？

ローレー氏は賃銀を三つの部分に分割することを勧告する。
(a)、賃銀の一小部分は各日曜日毎に少年に交付される。その額はその週間の行狀に従ひてしはは相違する。

(b)、より多額なる一部分は、家庭若しくは施設によりて少年の被服費に使用される。そして少年は一冊の控帳に記入されたるその費目及び金額を確認し得る。

(c)、残額は施設によりて保管され、そしてこれを少年の貯金通帳に記入する。毎年度末に、その貯金残額が少年に呈示される。そしてその残存金額は少年の釋放に當りて彼れに交付されるであらう。この方法は若干の相違を以て、プラン氏、ホルニー氏及び刑務コロニー並びに保護會の長の大多數によりて推賞されて居る。

プラン氏は、殊に、少年の給與を被委託者の負擔とせしめないことを勧告して案を、蓋しかくすることによりて少年の被服は常に粗悪となるであらうし、そして就中、少年自身かまた彼れの被服を大切にすることに無頓著となるであらうからである。

少年の被服は、少年の費用を以て被委託者若しくは施設によりて供給されることか必要である (固より購入品には一々請取書を附して)。

少年の貯蓄残額には、しはは施設によりて與へられたる善行賞與金か加算される。
委託少年たちはしはは數千フランの貯金通帳を有するに至る。シャントルトに於ては、かようにして、委託少年たちの最年長者は現に七〇〇〇フランからの貯金を有つて居る。『少年保護會』はこれ等の少年に屬する約五〇〇、〇〇〇フランの多額を保有し、そしてその大部分は郵便貯金通帳に記入されたものである。

かようにして、保護會の會計か如何に重大なるか理解される。大多數のものは、就中、一つの行政監督を以て彼等の會計検査の行はれむことを希望して居る。この大體が、保護會の會計に於ては、保護會長オوبرー氏は、常に少年に彼れの會計、即ち彼れの所得、彼れの給與のために支出されたる金額、及び彼れの貯金口座に残存する金額を正確に知らしめることを主張して居る。實際それは極めて重要なことであると考へる。

II E、家庭委託の制裁

家庭委託の制裁は少年の引取りである。若しも被委託者の側に過失を存するときは、彼れは爾後最早感化少年の委託を受ける譯けには行かない。そして少年は或る他の家庭に委託される。若しも少年に重大なる過失を存するときは、彼れは一つの寄宿舎に收容される。若し少年は、試験の後に、事實上家庭委託に不適當なることが明らかにされる。そこには家庭委託に先ちて爲されたる諸調査か過信されてはならない。固よりこれ等の調査は必要であるには違ひないが、しかしながらそれは決して完全なる知識を與へるものではない。假令それか極めて周到に爲されたものであり、そして少年の過去を正確に知らしめるものであつても、尙ほこれ等の調査は、少年か家庭委託に適應するてあらうことを、我々に保障するものではない。これを證明するてあらうものは、獨り經驗のみである。

それ故に、假令或る少年に對して家庭委託を決定するにしても、尙ほそこには處遇の型式を變更し、且つ不成功の場合には少年を監置すべき用意を存せねはならない。私はこの點を極めて重要なものとして固執する。

刑務コロニーに取りては、失敗後に於けるこの監置處分は極めて容易である。蓋しこれ等の施設は、實際、本質的に寄宿舎である。そしてこれ等の施設の場合に於ける家庭委託は最良の感化少年たちに對してのみ、而かも常に監置と嚴格なる紀律との一つの長き期間を経たる後に於てのみ爲されるものである。それ故に、若しも或る家庭に委託せられたる少年か不良なる行狀を持するときは、彼れは直ちに寄宿舎に再收容される。

墮落の程度のより輕微なる少年たちを引受ける保護會にありては、これ等の少年を寄宿舎に集一することは、一般的に、彼等の中のものより良きものに對して惡結果を齎すものと考へられて居る、何故なれば、寄宿舎生活は彼等をしてより惡變せる他の仲間のものたちと接觸せしめることになるからである。それ故に、保護會は速かに家庭委託を實行することを擇ぶ、そして一般的にまた極めて短期間の觀察の後にこの委託處分を實現して居るのである。しかしながら、若しもかようにして家庭に委託せられたる少年か不良なる行狀を持するときは、保護會は彼れを監置し且つ彼れを一つの嚴格なる紀律に服せしめるために、一

つの施設を保有することを要する。『ドオーフィネ少年救済會』(Société Dauphinoise de Sauvetage de l'Enfance) 會長ボツカチオ氏は私に書いた、『我々の意見としては、場合に應じて一つ又は他の委託方法に倚り得ることか必要である。そして我々の實證したる經驗事實によれば、保安寄宿舎に於て〔註五〕満足な結果を與へなかつた少年たちか家庭に於て極めて良好なる行狀を持し、そして反對に、農村委託から何等の効果をも獲得し得なかつた委託少年たちかシュヴァロンの我々の施設内に於て從順にして且つ勤勉なる極めて満足的な行狀を示して居る例か尠くない。現に我々の保護下に存する八五〇の感化少年の中、その五分の一は保安寄宿舎に收容する必要あるものと、我々は認めて居る』

〔註五〕、シュヴァロン保安寄宿舎 (Asile-Internat du chevalon)。この施設は職業教習場(指物業、靴職、車匠、農業等)と共に一五〇の寢臺を有する一寄宿舎である。

實際、保護會の大多數は、少年たちの豫先的觀察の場所として、またはは職業教習場として使用される一つの保安寄宿舎を既に保有して居る。しかしながら、これ等の保安寄宿舎は必ずしも常に、家庭委託に於て失敗したる少年たちに妥當する嚴格なる紀律を以て組織されて居るものではない。

若しも保護會か家庭委託から取戻したる少年たちを自から監禁し得ない場合には、保護會は彼等を裁判所に引致する。そしてこの場合、裁判所は彼等に對して、適當なる紀律を有する一つの施設に送附する決定を與へる。

F、一般的注意

委託か良好なる機能を發揮するかためには、裁判所と施設の管理者と少年の委託せられる保護者たちとの一つの密接なる協力が必要とされる。

(a)、一九一二年の法律によりて決定せられたるその構成か大戰のために遷延されたる少年裁判所は、フランスに於て、尙ほ未だその完全なる形態に達して居るものではない、何故なれば、少年審判官たちは眞の専門家となるかために、この方面に於て未だ十分に長き經驗を積むて居ないからである。少年審判官たちは犯罪少年に就きて充分なる經驗を獲得することを要する、そして刑事學の知識も、また職業的意識も決してこの經驗に代り得るものではない。加之、少年審判官たちはまた少年保護事業に従事する多數の團體に就きて充分の知識を有たねはならない。斯く斯くの少年は、彼れに取りて他の團體よりもより良き資格を具備せるかくかくの團體にこれを送附し、また不良に管理せられたる若干の諸團體を必要に應じて禁止し得るために、彼等はこれ等の諸團體を巡視し、その管理者たちと交談し、且つこれ等諸團體の追行する諸方法を研究することを要する。

(b)、施設の管理者たちは機才と決斷との多くを必要とする一つの困難なる任務を有する。彼等は少年か有益に委託せられ得るか否かを決定し、家庭を撰定し、少年及び被委託者を監督することを要する。彼等は

少年たちに一つの厳正なる紀律——而かも親權的なる紀律を課せねはならない。最後に、彼等は、出來得るかぎり速かに、改善不能なる少年、惡變せる少年、病患を有する少年その他を選別し、淘汰せねはならない。

(c)、感化少年を委託せられたる保護者は、その少年に對して、彼等自身の子女に對すると同一の義務、即ち少年を善良に處遇し、彼れに一つの生業を教習せしめ、且つ彼れを一個の正直にして勤勉なる市民たらしめる義務を有する。

裁判官と、施設の長と、保護者（被委託者）とは、家庭委託の方法による少年の道徳的回復に於て、何れも一つの困難なる役目を演せねはならない。

要約及び結論

フランスに於て、家庭委託は殊に發達した、蓋しその故は、第一に、人種上また習慣上、フランスの少年は家庭生活に就きて一つの極端なる必要を有するかためてあり、そして、若しも彼れ自身の家庭か彼れの道徳的回復に適せないとするれば、そこには更に或る第二の家庭を彼れに與へるべく努めることを必要とするかためてあり、第二には、家庭委託の諸條件か極めて克く具備して居るかためてある。即ち農地の所有權か極めて小分されて居ること、一族によりて經營される小農場か極めて多數なること、都會に於て小工業を經營するものか極めて多數なること、これ等の小農工業者の平均道徳の優秀なること、最後に、手間の一般的缺乏は皆それである。そして小農工業者たちが一個の幼年労働者を引受けることを極めて幸福

となし、彼等かそれを得たるべき、成るべくこれを留め置くことに努め、そして第一の委託少年の去りたる後更らに第二のそれを引受けることを希望して居るのは、全くこの最後の事情に原由するのである。

一九二一年二月二十二日の法律によりて完成せられたる一九二二年七月十二日の法律は満足なる諸條件に於ける家庭委託の設定を可能ならしめた、自から委託を指揮し、監督するために尙ほ充分なる手段を有せざる裁判所は、監督附自由（保護監督）の制度によりて、少年を一つの保護會に引渡す。そしてこの場合、保護會は、少年を研究したる後、委託を實行し、これを監督し、且つ委託か失敗せる場合には再び少年を裁判所に引渡す權限を有する。

他方に於て、若しも少年か——より惡變せる——裁判所によりて一つの刑務コロニーに送附せられたるときは、この送附を受けたるコロニーは一つの長期間の監置の後、彼れの道徳的回復を完成し且つ漸時的に彼れを再び自由生活に應化せしめるために、これを或る家庭に委託する。

（1）、その道徳的回復か彼等自身の家庭に於て確保され得る少年、
（2）、その生理的若しくは道徳的諸缺陷か彼等の委託せらるべき家庭を汚染する危険を存するてあらぬ少年。

これかために、そこには當然、少年に關して、また彼れの家庭及び彼れの家族的環境に關して、一つの

細密なる調査の必要を生ずる。

農村委託か、一般的に、より好ましきものとされる。

大都市や工場地帯の近傍及び飲酒俗の廣く行はれる地方は回避されねばならない。勤勉、力行の父を有し、母が克くその家政の處理に任し、而かも別に僕婢を置かざる小農家の家庭か選はれねばならない。宗教心に厚き家庭か好ましきものとされる。そして保護會に少年委託の引受けを申込みものの極めて多數なることは、一つの嚴正なる淘汰を可能ならしめる。

都市委託は少年か既に或る都市的生業の教習を受けて居る場合に必要とされる。良く組織せられ、且つ充分に監督せられたるこの都市委託は極めてしはは成功する。

一度家庭か選定せられ、そして少年か委託されたならば、そこには、少年か良好に待遇せられ、自家の一子女と看做され、寛嚴宜しきを以て育成せられるために、一大監督が必要とされる。彼れには一つの生業か教へられねばならない。被委託者は少年の行狀に就きて、刑務コロニー若しくは保護會に報告することを要する。しかしそれにも拘らず、尙ほ絶へざる監督と視察とが必要であり、そしてそれは少年と被委託者とに對して、一樣に行はれねばならない。

少年か施設の近在に委託せられたる場合には、施設は直接にこれを監督する。若し然らざる場合に於ては、施設は委託地に一人の代表者を置く。そしてこの代表者は同時に監督者であり、また少年の保護者て

ある。

少年の賃銀は彼れと同一の勞働を給付する一勞働者のそれと均等たることを要する。そしてこの賃銀は次きの三部に分たれる。

(1)、小使として少年に交付される部分、(2)、彼れの給與に使用される部分(領收書によりて正認せられたる)、(3)、少年の名義に於て貯金局に預入せられ、そして彼れの成年を待ちて彼れに交付せらるべき部分。

少年か彼れの所得額、彼れのために留保されたる金額そして、最後に、かくして彼れの預金勘定に計上されたる残高を知ることとは是非とも必要なことである。

保護會に於ける會計は極めて嚴正に管理されねばならない。この點に於て、一つの行政監督は極めて有益たり得るであらう。

若しも或る家庭に委託せられたる少年か不良なる行狀を持するとき、これをその家庭より取戻して一つの寄宿舎に收容することを要する。それ故に、家庭委託を實行する施設は、不成功の場合に少年を監置する可能性を有することか必要とされる。若しもその施設か自から一つの寄宿舎を有せるときは、その施設は少年を裁判所に送致し、そして裁判所は彼れを一つの適當なる施設に送附する。

家庭委託はフランスに於ては極めて廣き範圍に於て行はれて居る。そしてそれが良好に組織されて居る

ところに於ては、何れも良好なる結果を収めて居る。邪路に踏み迷つた少年たちの多くは、この處分によつて完全に再生して優れたる市民となつて居る。

しかしながら、この制度は次きの三原則が充分に尊重される場合に於てのみ成功する。そしてこれ等の原則に就きては、フランスに於て犯罪少年に興味を有する凡ての人々の正に一致するところである。

(a)、家庭委託は凡ての必要に答へる譯けには行かないであらう。この處分は凡ての少年に適用されるものではない。意識的に悪事を爲し且つそれか既に習性を成して居る少年たちに對しては、家庭か——假令それが極めて克く選擇されたものであらうとも——與へ得ない二つの嚴肅なる紀律を必要とする。

(b)、家庭の選擇に於ては、一つの極めて周到なる用意を必要とする。

(c)、家庭委託の適用に於ては、少年及び家庭に對して一つの絶へざる監督を必要とする。家庭委託が犯罪少年の道德的回復のために極めて大なる貢獻をなすのは、この三つの原則が恪守される場合にかきられるのである。

(1) 小刻をうけて平均交付される場合、(2) 對しての懲罰に對しての平均交付、(3) 罰金若しくは五箇年の以上の禁錮に對しての平均交付。

報告者 A. Mossé,

Inspecteur général des Services administratifs du Ministère de l'Intérieur, à Paris (France)

刑事被告人となりたる未成年者に適用され得る最良の鎮壓制度が、就中彼等の道德的回復の助成を目的とする各種處分の全體に存することは、世論の正に一致するところである。

この成果を達成するために、社會はしはは彼等の父母若しくは後見人から、それを他のものの手に移すかために、彼等の有する保護若しくは監督の諸權利を剝奪するの止むなきに至つた。

しかしながら、ここには若干の場合が除外されねばならない。若干の立法は、一八八九年七月二十二日及び一九二一年十一月十五日のフェニス法、父の親權行使の下にその子女の肉體的若しくは道德的健康を傷害する恐れある場合に於けると等しく、重大なる有罪判決の結果として、家長の權利喪失が言渡されねばならないか若しくは言ひ渡され得ることを豫定する。

この場合、裁判所は、普通法の諸條件に従ひて、子女に對する保護監督の諸權利を移轉せしめ、若しくはこれ等の子女を公救濟機關に引渡し得る。そしてこの後の場合に於て、公救濟機關は彼等の監督を諸種の慈善團體若しくは個人に託し得ることになるであらう。しかしながら、この場合、それは、彼れ自身の行狀に何等批難の理由を存したのではなしに、單にその

任を値せざる父母の危険なる権力から引離されることを必要とする少年たちのみ關するものである。○
○それ故に、この場合の少年たちは、専ら裁判所の審理に附せられたる少年たちに關する我々の研究の分野内に這入らねばならないものとは考へられない。○この點は、公衆衛生機關の調査を以て

これ等の犯罪少年に關するかきり、彼等に適用され得る諸種の處分を豫定したるフランス立法の正條は、殆ど絶對的に、一九二一年二月二十二日の法律によりて補足せられたる一九二一年七月二十二日の法律中に於て見出されるのみである。

○固よりそこには、育成に困難なるか若しくは悪習ある少年たちを目的とする一九〇四年二月二十八日の法律のとき、また常習的に放縱生活に耽溺する未成年者に關する一九〇八年四月十一日の法律のとき他の諸規定を存する。

しかしながら、前者は公救濟少年 (*puilles de l'assistance publique*)、即ち少年たちの特殊な、而かも比較的小數なる一範疇にのみ適用され得るにすぎない。

後者に關するかきり、この法律は謂はば死法同然であつて、殆ど適用の例を見なかつた。そして就中未成年者の浮浪に關して、一九二二年の一般法は加へられたる諸修正 (一九二一年の) は爾來この法律を用ならしめるものである。

それ故に、ここに我々の當面するものは單に一九二二年の法律のみである。

一般的に觀て、そしてその詳細なる部分的機構は別として、この法律は、裁判所の審判に附せられたる少年たちの道徳的回復を達成するために、大多數の場合に於て、二つの解決方法に倚賴するものである、即ち一方に於ては、彼等を諸種の特殊教育場に收容すること (庇護所、保安寄宿舎、刑務コロニー若しくは矯正コロニー *asiles, internats, Colonies pénitentiaires ou correctionnelles*)、他方に於ては、彼等を諸種の慈善團體若しくは選定せられたる家庭に委託することかそれである。

如何なる未成年者に家庭委託か適用され得るか、そしてこの處分は如何に適用されて居るか若しくは如何に適用さるべきであつたかを、我々はここに検討するであらう。

先づ第一に、一九二二年及び一九二一年のこれ等法律の用語に於ける上記の諸處分は、單に刑法に對する或る違反に就き有罪と認定せられたる未成年者にのみ適用され得るものなることを注意する必要がある。しかしながら若干の立法、就中、今日尙ほアルサス・ロトレンに於て行はれつつあるそれは、その適用範圍に於て、尙ほより以上に及ぶものである。

これ等の立法は、墮落の諸徴候を與へる少年たちを、假令彼等が刑法上罰せらるべき事實を犯したることなき場合であつても、尙ほ彼等の家庭から引離す權利を公權力に認めて居るのである。そして一部の論者は、一九二二年の我が法律かこゝまで行かなかつたことを遺憾として居る。しかしながら、我々はこれ等の論者に追隨することを躊躇する。蓋し、家長の有する自然的諸權利に對するこの侵害は (家長として

の無資格を立證する明確なる諸事由を缺如せる場合に於ける、餘りに苛酷に失するものではないか、またこの處分はその適用に就きて、最もしはしは極めて著しき困難を伴ふものではないか、そしてまた、最も匡救に困難なる極度に墮落せる少年たちか必ずしも常に現行刑罰法を侵犯する少年たちでないことは、固よりこれを認めなければならぬにしても、しかしながら、かくして裁判官に與へられたる裁量の諸權能は、かくのごとき一個の擴張によりて期待せらるべき社會的利益よりも、更らにより大なる種々の危険を齎すものでないであらうかを、我々は疑問とするのである。

また我々はこれを我が國際會議の要請中に加へることを固より提議しないであらう。

反對に、裁判所の審判に附けられたる凡ての未成年者の場合に於て、我々に最も望ましきことと思料されるであらうものは、一度罪責の問題か決せられたるかきり、法律によりて豫定せられたる諸種の矯正若しくは教育的處分の中にて彼れの審判の前に立つ少年に適合する處分の何たるかを判別し得べく、裁判官が必要なる諸條件を具有せることである。

そこには、諸種の慈善團體若しくは家庭への委託か彼等に對して最も多くの改善の機會を齎すものと考へられる少年たちを存するにしても、しかしそれと同時に、またそこには、より嚴格なる紀律の下に於ける一つの矯正教育を必要とする他の部類の少年たちを存する。

最後に、またそこには、彼等の生理的若しくは心理的健康状態か最早一教育者の注意ではなしに、一醫

師のそれを要求し、そして彼等に對してはまさしく探診 (diagnosis) と異常者の處遇との問題か課せられて居る部類の少年たちを存する。

如何なる範疇の少年たちに家庭委託の處分か適用されねばならないかを判別し得るかためには——裁判官にのみ屬し得るであらう任務——、三個の條件か充されねばならないかに考へられる。

第一に、少年の運命に就きて決定する任を託せられたる裁判所は一個の特別裁判所たることを必要とする。この點に於て、一九一二年の我が立法は、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、イギリス、ドイツ、ベルギー等々のそのことき外國諸立法と等しく、『少年審判所』と呼ばれるものを構成することによりて、賢明に指導されて居た。

しかしながら、少年審判所の制度は、若しもこの種の後見裁判所に類似せる特殊の審判に任ずる裁判官たちか彼等自から特殊化されて居なかつたならば、決してそれ自體に於て滿足的ではないであらう。これ等の裁判官は、就中、少年たちの心理に關する知識、彼等の道德的諸缺陷の探診に就きての感覺及び諸種の教育制度に關する實際的知識を有たねはならない。少年審判官のこの専門化は一個の確實なる診斷の主要なる保障である。

フランスに於ては、今日までのところ、この専門化は司法の實際に於て未だ充分に進められて居ない。蓋し我が司法行政の現状に於ては、この點に於て悲しむべき一つの交替制度か殆ど到るところに行はれて

居るからである。

それに就きて我々か本國際會議の全注意を喚起せむと欲する第三の條件は能ふかきり完全なる一つの調査の必要である。そしてこの調査は少年に對して批難せられたる犯罪事實に關する特殊の豫審とは全然相違したものであつて、専ら少年の生理狀態、彼れの道德狀態、彼れの經歷、彼れの父母の經歷、彼れの社會的環境、彼れの教養、彼れの教育程度、彼れの性格及び彼れの諸傾向に就きて爲されねばならないものである。

この調査は極めて大なる重要性を有するものと考へられる。然るに、この調査が最も有利なる諸條件の下に爲され得るかためには、それは未成年者を拘禁狀態に導くに適するであらうところの刑務所に於てはなしに——それか最もしはしは行はれるかように——彼等か感染の危険なしに收容されるところか出來て、而かも肉體的並びに道德的方面に於て最も權威ある探診家たちの援助の下に、裁判官かその結論を型成し得るかために必要とされるであらう期間だけ未成年者を在留せしめ得へき彼等未成年者にのみ留保せられたる特別の諸施設——適當なる職員によりて管理せられたる——に於て爲されねばならないものであらう。

フランスに於ては、これ等の選別中樞 (centres de triage) に就きての若干の試みかパリ、リオン及びストラスブールに於て實現された、そしてそれは何れも最良の成績を擧げて居る。その最近諸會同の一つに於て、高等少年保護會議 (Conseil supérieur de la protection de l'enfance) は、これ等の選別所の創設

か政府によりて最も廣く獎勵され得るであらうことの希望決議を採用した。我々は、一つの多幸なる改革の序曲とも言ふべきこの要請若しくはこれに類する他の凡ての要請に左袒すべく本國際會議に要求するであらう。

裁判官の決定する方法か確定的であり得ないであらうことは、固より言ふまでもない。フランスに於ては、就中、一九一二年の我が法律は、少年のその後の行狀如何によりて、初めに取られたる諸決定を彼れに對して變更することを許して居る。若しもそれか監督附自由 (保護監督) の制度の下に家庭に委託せられたる少年に關するときは、彼等の不行狀は、何等犯罪の事實を存せない場合に於ても、尙ほ監督附自由處分に於ける一つの附帶手續と呼ばれるものを生せしめ得る、この手續によりて彼等は裁判所に引致せられ、そしてこの場合裁判所は彼等を或る矯正施設に委託する決定を爲し得るのである。

これと反對に、少年か一つの矯正又は刑務コロニーに、若しくは或る民間保護會によりて管理せられたる一つの施設に委託せられたる場合に於ては、彼れか二十一歳に達する以前、彼れは何時にても或る選擇せられたる家庭の監護にこれを委託し得るものとされる。

それ故に、或る少年を或る家庭に委託する處分は、種々の態様によりて行はれ得るのである。フランスに於ては、この處分は、我々か前に指摘したる諸法律の適用によりて、直接、裁判所によりて言渡され得る。そして裁判所はまた彼れの事件の審理手續中、裁判の言渡あるまで、彼れを假委託に附する決定をも

爲し得るのである。これ等の場合の何れに於ても、家庭は上記の少年たちを直接裁判官によりて委託されるものであり、そしてこれ等の家庭は、場合に應じて、或ひは少年たちに對する完全なる保護監督の権利を、或ひはまた單に監視の権利を獲得する。ここに本質的に注意すべき點は、裁判所とこれ等の家庭との間に如何なる仲介機關も介在しないことである。

しかしこれは最も罕れなる場合に屬する。

最も頻繁に行はれる例として、裁判所は少年を或る保護會に引渡す。この場合その引渡を受けたる保護會は、若しもその保護會が教育所を有するならば、少年たちの警護及び監督を共同に實行し、そして若しも保護會がかくのごとき教育所を有せないならば、これ等の少年の委託のために諸々の家庭と聯絡を取る。この場合そこに爲されたる委託に關して、問題の未成年者たちに對して監督及び保護の諸權利を帶するものはその保護會であり、またその委託に就きて責に任ずるものも等しく保護會である。

(一九二四年の初めにフランスに於て公刊せられたる統計によれば、かくして保護會に委託せられたる少年は四〇九六名を算した)。

最後に、犯罪少年たちは、多少とも長きに亙る一つの期間その矯正施設に收容すべき言渡によりて元來裁判所から直接彼等の引渡を受けたる刑務行政廳自身によりてまた家庭に委託され得る。

これ等の矯正施設に關する諸規定(フランスに於ては、一八五〇年の法律)は、固より未成年者に對して一個の賞遇的處分を構成するこの教育形式を許して居る。

(等しく統計の示すところによれば、裁判所によりて刑務行政廳に委託せられたる少年の數は、一九二四年の初めに於て、男子一七五九名と女子五〇八名とを算した)。

少年の家庭委託は或ひは個別的に且つ確定的に(不行状の場合を留保して)行はれ、或ひは一つの限定されたる期間に向つて且つ集合的に、言ひ換へれば、作業班の形に於て(en équipe)、一般に季節的勞働に就きて行はれ得る。

この場合少年たちの現に到達せる改善の程度か、これ等の委託形式の何れを選択すべきかに就き、主として行政廳の判断の基準となるであらうことは明白である。

今假りに一例を、即ちこの二つの委託形式が最も頻繁に行はれて居るフランス刑務コロニーの一つたる『サン・モーリス』コロニー(Colonie de Saint Maurice)のそれを取るならば、一九二四年一月一日現在に於て、そこにはこのコロニーに收容せられたる少年の總數一九四名の中、七八名は個別的に、そして二名は作業班の形に於て集合的に委託されて居たのである。

この場合に於ても尙ほ、これ等の委託形式に共通なる特性は、選定せられたる家庭と裁判所との間に一つの中間的官憲、即ち刑務行政廳が介在することである。この場合、刑務行政廳は前述の場合に於ける保

護會と等しく、少年に對して監督及び保護の權利を、従つてまた選擇せられたる家庭に對して監督の權能を引續き行使することになるのである。

裁判所の審判に附せられたる未成年者は、豫め或る期間、保護會若しくは矯正施設に收容せられたる後に於てよりも、寧ろ裁判官の直接決定によりて初めから選定せられたる家庭に委託されることかより適當とされるかの問題は、我々の觀るところによれば、決して一般的及び絶對的解答を與へられ得るものではない。それは少年次第であり、そして裁判所が各個の場合に就きて解決すべきものである。しかしながら、裁判所の審判に附せられたる未成年者の経歴と心理とに關する豫先の調査か、若しも我々の前述せるかとき諸條件に於て、また我々の希望したかとき諸々の保障を以て爲され得なかつたとするならば、問題の少年は先づこれを或る保護會若しくは行政廳に委託することを以て最も賢明とするであらう。若し然らざれば、間もなく刑務コロニーに移されねはならないであらう。應化能力なき少年たちを、早計に何等の準備もなく、行きなりに端正なる家庭に委託することによりて、我々は少年の道德的回復の事業に取りて爾かく貴重なるこれ等私人の協力を失望に導く危険を冒すことになるであらう。

次に研究すべきものは、家庭の選定と少年の委託に課せられねはならない一般的諸條件との問題である。

これ等の家庭か、就中その端正さの點に於て、凡ての望まじき保障を呈示せねはならないのは、固より言ふまでもない。しかしながら、この場合、これ等の家庭か、一方に於ては、少年たちに對して一つの教化的影響を與へ得るものであり、他方に於ては彼等に一つの生業を修業せしめ得るものであることの一つの條件を充足することは、常に必要缺くへからざることである。

家庭の選擇を爲すに當りて、裁判所のために、若しくは保護會又は刑務行政廳のために、その手引を爲すものは、固より、市町村長、小學教員、牧師等、要するに、この選定に關してその地方の實情に最も精通せる人々たるべきは言ふまでもない。

フランスに於ては、刑務行政廳は、一般に、或る公權力を帶有せる人々を利用する。保護會は、若干の地方に、しはしは有給の特別吏員を置き、専らこれ等の調査の任に當らしめる。

かようにして、『バリー少年保護會』は多數の縣に（その主なるものはヴォージュ、ゼール等の諸縣）代表者を設置して居る。そしてこれ等代表者の任務は、これ等の委託か爲され得べき家庭を詮索することに存するのである。

この點に於て推薦を値する家庭の中にて、特記すべきものは、大戦によりて充分なる試練を経たる諸家庭である。

一般的に承認されたる、従つてまたここに殊更力説するの必要を見ないであらう一點は、農村家庭に於

ける少年の委託が都市家庭に於けるそれに一步の長を有たねはならないことである。これ等の部類の少年に對して田園の生活が呈示する生理的及び道德的觀點に於ける優越性に就きて特に強調するのは無用であらう。また實際上、我がフランスに於ては、それか刑務行政廳の場合にせよ、若しくは保護會の場合にせよ、その仲介によりて少年の委託が行はれるのは、殆ど常に農業者の家庭に於てである。

上記の場合に於て少年が委託される諸家庭の具有すべき諸般の資格は、フランスに於ては、刑務行政廳若しくは保護會の裁量に一任されて居るとしても、しかしそこには、裁判所が直接少年の監督を託し得る個人、民間團體、保護會又はその他に關して、尙ほ若干の保障が要求されて居る。

個人、慈善團體又は慈善事業を目的とする諸施設への少年の委託は、知事によりて豫しめ爲されたる一つの指名、即ち若干の場合に於て取消し得べきものであつて、而かもかくして適格と認定されたる諸々の團體若しくは個人を名簿の形に於て裁判所に知らしむべき指名に準據してこれを爲すべきものとする一九一三年一月三日の命令は、即ちこれを目的とするものである。

尙ほこの命令の要求するところによれば、これ等の團體若しくは個人は一つの監督に服せねはならないものであり、且つ彼等は三箇月毎に少年の行狀及び健康状態に關して一つの報告を提出し、そして、この報告に於ては就中彼れの重き諸疾患と、彼れの無斷外出を特記せねはならないのである。

極めて不充分であつて、而かもまたその適用に於て嚴正ならざるこの規定は、更らに刑務行政廳に託せ

られたる未成年者に對して追求すべき教育上の諸原則を包含せる一八五〇年の法律と同様に、明かに修正の必要を存するものであらう。

加之、一個の法律規定よりも寧ろ達成すべき目的に就きての一つの健全なる自覺から流出したてあらう諸々の實踐とそれを實現するために展開される諸般の手段とが、この場合、より望まじきものとされるであらう。

家庭委託を正當ならしめる未成年者か何であるか、そして彼等か託せらるべき家庭か何であるかの二つの問題か一度解決せられたかきり、そこに課せられる第二の問題は、この目的に於て推賞せらるべき方法と教育的綱領とのそれである。

我々か次きに研究せむとするものは、即ちこの點である。

何れの場合に於ても、そこには書面による一つの契約によりて、家庭とその相手方（行政廳若しくは保護會）との相互的諸義務が約束されることを適當とするであらう。

學校教育、言ひ換へれば少年を學校に通はせることは、十三歳以下の少年の委託を受けたる家庭の義務とされねはならぬ——十三歳以下の兒童の就學は一般的に義務的である（就中、フランスに於ては）——そしてこの性質の教育に恵まれて居なかつたような十三歳以上の少年たちに對しても、若干の態様の下に、この學校教育は等しく望まじきものとされねはならない。

少年かこれ等の家庭に於て見出さねはならない道徳的教育の諸觀念に就きては、我々は殊更これを高調する必要を見ないであらう。少年か一定の宗派に屬する場合、彼れかそれに均霑せねはならない宗教的教育に就きてはまた同様である。

最後に、衛生、清潔、家庭經濟に關する根本的諸觀念をこれ等の少年に教へ込む義務、並ひに疾病の場合、彼等に醫療手當を確保する義務に就きては、如何なる意見の相違をも存し得ないであらう。

この點に於て、彼等の託せられる家庭の如何を問はずまた彼等に與へられる勞働の種類は何たるに頓着なく、少年の委託を要求するのは謬りである我々は考へる。フランスに於ては、或ひは農村に於て、或ひは都會に於て、職業的に見て如何なる教育的性質をも有たない仕事に向て少年か委託されて居る例に、我々は餘りにしはしは遭遇する。農村に於て、少年は例へば家畜小屋や家具類の掃除に使役され、都會に於ては、人夫として使役され若しくは使ひ走りに使用されるであらう。そしてそこには、これ等の少年はかくして充分に彼等の生活資料を得ることが出來て、而かもこの結果に満足せむとするものたど考へて居るものか尠くない。

しかしながら我々は反對に、彼れを裁判所の審判の前に立つべく餘儀なくせしめたる一つの行爲を犯したる少年は、苟くもそこに目的とされるものか彼れの道徳的回復に存するものたるかきり、他の凡ての少年よりも、彼れの肉體的、道徳的及び知力的諸能力の全體的發展を助成する諸種の勞働へと指導されるよ

り多くの必要を有たねはならないと考へる。そしてこの點は就中男兒に就きて強調されることである。何故なれば、女兒に取りて、家事に修熟することは既に一つの職業であるからである。

これに反して、男兒に取りては、彼れか田野に於て學はねはならないものは明確に劃義され得る一つの生業である。そしてそこには、園丁、牧人、農耕者、車匠、鑄鐵工等その種類に乏しくない。都市工業に於ても、——たまたこの場合の委託は、既に述べたかように、より罕れな事態に屬せねはならないといふたけの事であつて——、この點はまた同一である。

従つて雇主の家庭と締結すべき契約、即ち常に安價なる手間仕事を彼等に供給する契約は、苟くもそれが可能であるかきり、常に或る生業の教習を目的とする徒弟契約の雛形に基きて考案されねはならないものであらう。

少年は彼れか何の役にも立たない徒弟の準備期間を經過したてあらうときから、或る賃銀を受け得なければならぬ。そしてこの場合、そこには或る保護會若しくは刑務行政廳の仲介によりて爲されたる少年の委託の優越なることか明認される、何故なれば、この場合、これ等の賃銀は直接少年に引渡されないて、若干の小使錢を除くの外、彼等のために、彼等の釋放に當りて彼等に交付せらるべき一つの作業所得積立金を構成する目的に於て、これ等の機構によりて保管されることになるからである。

フランスに於ては、これ等の作業所得積立金の構成及び管理に關して現に定められて居る諸規則を補充

する目的を有する立法が將に草案されむとして居る。事實上、これ等の作業所得積立金は、或ひは、主人(被委託者)が少年たちの被服を支給する約束になつて居る場合に於ては、たゞ小使錢だけを差引きて、少年たちの所得の全額によりて構成され、或ひはまた、被服が少年たちの負擔となつて居る場合に於ては、刑務行政廳若しくは保護會が彼等の計算に於て支出する被服費を控除したる残額によりてのみ構成されるものである。

これ等の制度の何れか優つて居るかを判定するのは困難であるかに見える。しかしながら、何れにしても、本質的なる點は、少年の賃銀より生ずるこの積立金か、一般に貯金口座の開設によりて、彼等の名義に於て預金されることであり、それか彼れのために委託契約を爲したる公的若しくは私的機構によりて管理されることであり、そしてそれか少年の解放期に彼れのために一つの相當なる經濟的核心を構成するに役立ち得ることである。

かようにして、我々は未成年者と彼等の委託を受ける家庭との間に設定される諸關係に就きての考察を終つたであらう。そして更らに我々に殘されるものは、たゞこれ等の家庭と行政廳との關係に關して型成すべき若干の簡單なる考察のみである。

これ等の關係は、要するに、一方に於ては、少年の給養費をこれ等の家庭に賠償することを目的とする——若干の場合に於て行政廳によりて爲さるべき——日當の支拂と、他方に於ては一つの監督權の行使と

に歸着するであらう。

フランスに於ては、少年が裁判所によりて家庭若しくは保護會に委託せられたる場合には、凡て委託の全期間を通して、即ち一般的に二十一歳に達するまで、或る日當を支給するものとされる。そしてこの日當は現今二フラン五十サンチームである。

それか裁判所によりて或る保護會に託せられ、そしてこの保護會によりて更らに一つの家庭に委託せられたる少年に關するときは、その保護會は尙ほ依然として一つの賠償を收受する、何故なれば、その少年に就き行政廳に對して責に任ずるものは保護會だからである。

これに反して、初め行刑官廳に託せられたる少年か、その官廳によりて更らに或る雇主の許に委託せられたる場合には、これによりて國庫か何等負擔を課せられるものではないことは言ふまでもない。

些か錯綜せるこの事態から注意すべきことは、裁判所の審判に附せられたる少年の委託を受ける個人か何等の反對給付なしにこれ等少年の給養の費用を負擔する場合、就中十三歳以下の少年に就き、行政廳はこれ等の個人に一つの日當を支給するであらうことである。そしてそれは極めて正當なことである。

家庭に於ける少年の委託に就きて實行するを要する監督は様々の形を取り得る。

フランスに於ては、これかために、一九二二年の法律によりて、保護監督委員 (*délégués à la surveillance*) の制度が採用された。これ等の委員は司法官、前司法官若しくは裁判所長の作成する名簿に登

録せられたる少年保護事業に興味を有する人々の中から任命されるものであり、そして彼等は彼等の監督に附せられたる少年たちを巡察し且つこれ等の少年に就き裁判所に報告を爲す任務を有するものである。この制度が原則的に幾多の長所を有することに疑ひはない。しかしながら、フランスに於ては、今日までのところ、この制度は未だ充分に顯著なる活動の實蹟を擧げて居るものではないかに見える。

實際、一九一二年の我が新法が適用に這入つたのは漸く大戦の前年てしかなかつた、そして一九一四年から一九一九年に至る間の成績は未だ一つの充分なる評價の基礎を供給するには足らなかつたであらう。就中少年に對して行はれるこの監督の外に、フランスの立法は更らに家庭並ひに保護會自體に對して行はるべき一つの監督を豫定した。そしてこの監督は、上記法律の規定するところによれば、裁判官若しくは行政官によりて行はるべきものである。

この監督に伴ふ制裁か家族若しくは保護會から少年を取戻すことに存するであらうのは、固より言ふまでもない。

かくのごとき監督は個人若しくは保護會の活動を麻痺せしめる性質を有するものではなく、反對に、彼等に取りて一つの刺戟たり得ると同時に、また一つの保障たり得るものであらう。そして少年の教育を託せられたる個人たちか如何なる諸條件に於て彼等の任務を理解し且つ彼等の使命を果しつつあるかに就き常に確實なる情報を得ることは裁判所又は刑務行政廳かその職責を果す上に於て必要缺くへからざること

てあらう。

外それ故に、かくのごとき監督の必要か決して看過されないであらうことは、切に望まじきこととされる。以上説明するところは主としてフランスに於て行はれつつある制度の現状を基礎とするものであるが、しかしながら、ここに説くところのものは、また一般的に、裁判所の審判に附せられたる少年たちか選擇せられたる家庭に委託せらるるに當りて準據すべき諸原則を指示するものであり、そして少年たちに自由生活との凡ての接觸を失はしめることなしに、一つの確定的なる社會的復歸に必要缺くへからざる條件を構成する道德的改善と職業教育との方向に彼等を誘導すべく、極めて有價值なる一つの教育制度を表現するものであると確信する。

IV

報告者

M^{lle} H. Adler (J. P.),

Membre du "London County Council," Londres.

一九〇八年の『少年法』(Children's Act) 第五十三條の下に、一つの工業學校(感化院)に送附せられ

たる八歳以下の凡ての少年は、内務大臣の許可を得て、十歳に達するまで或る家庭に委託され得る。そして更に十歳以後の或る期間に向つても内務大臣の許可あるときはまた同様である。一九一二年以來、ロンドン市参事會 (London County Council) は、裁判所か工業學校に送附したる少年たちを家庭に委託した。この場合、家庭に委託せられたる少年たちは、彼等か送附せられたる特殊學校に拘禁中のものと看做されるものであり、そして彼等か彼等の假親の許に寄寓を繼續することを望ましからざるものとなす諸情況を生ずるときは、彼等は何時にても學校に引戻され得るものであることを注意せねばならぬ。

委託せられたる少年たちの監督は一助手の協力の下に經驗ある一監察官によりて行はれる。そして各家庭は毎年四回この監察官によりて公式に巡視される。尙ほ家庭委託委員會 (Boarding-out Committees) — その委員は凡て無給 — は、就中少年たちの就學期間の満了後に於ける就職口を斡旋し且つ爾後の監督 (after-care) に任ずることによりて、この家庭委託の處分に一つの貴重なる協力を與へるものである。委託を受けたる收養親は一人の少年に就き一週間約十一シリングを支給される、しかし委託少年の被服費は全部ロンドン市参事會の負擔とされる。また醫療手當も官憲によりて供給される。家庭委託に附せられたる各少年に對する経費は、行政費をも含めて、年額約四〇磅に見積られて居るのに對して、一つの工業學校に收容せられたる少年の一人當り経費は大況年額七〇磅内外に達して居る。

選擇せられたる家庭は評判の良き熟練労働者のそれであり、そしてその住宅は一般に住み心地よく、清

潔に、而かも調度の克く整頓せるそれである。一九二四年十二月現在に於て、二五二名の少年が市参事會によりて家庭に委託された、そしてその中一七名はロンドンの東南に位する一隣接町村に、四九名は西南の一隣接町村に委託されたか、しかし大部分はサツセックス、デヴォンシャイア及びロンドン周圍の諸村落に委託されたのであつた。

委託を受けたる收養親たちは、凡ての關係の下に、少年たちか恰かも彼等の實子であつたかのように彼等を待遇することによりて、少年たちに最大の關心を取つて居る。加之、彼等はその委託されたる少年を正式に養子となすへき切なる希望を表明したる場合すら尠くない。野育ちの少年達を行儀正しき習慣に於て育成するかためには最大の心勞と絶へざる監督とを必要とした場合に於てすら、彼等の收養親たちは往々にして彼等の責任から免かれることを拒絶し、そして如何にしても少年たちに善行を確保すべく、その未必的成功を樂しみに心血を傾倒した。

少年たちは十六歳に達したる後、尙ほ彼等の收養親たちの許に留まる、そしてこの場合、そこには彼等のために適當なる就職口を見出すべく凡ての手段か試みられる。

市参事會は、彼等の獨力にて生計を維持し得るまでになつて居ない十六歳以上十八歳以下の少年たちの收養親に對して一週間六シリング宛支給し得るものとした。これ等委託少年たちの中には極めて優れたる状態に在るものか尠くない。少女たちは事務員、裁縫師若しくは下女となり、少年たちは時計工、工業技

手等となり、また彼等の中にはボーイ・スカートの班長をも存する。

多数の場合に於て、少年たちは、中央諸學校 (Central Schools) 又は中等諸學校 (Secondary Schools) に入學を許可せらるべき『初級給費生』 (Junior County Scholarship) の試験に極めて無事に合格した。加之、二三のものはまた工藝學校 (Trade Schools) に入學した。この利益は、一般に、或る都市に居住する少年及び少女たちに對してのみ可能である。そして少年たちを或る隣接町に委託する方法を推賞せねばならないのは、即ちこれかためである。かくのことき諸條件の下に、そこには、更らに最も進みたる教育部門にまでもこれ等の少年を進ましめることを妨げ得べき如何なる理由をも存せない。

『少年法』第五十八條の (1) に基きて送附せられたる少年及び少女たちは現今尙ほ犯罪そのものによりて起訴されたものではないにしても、しかしながら彼等の中にはまた——或ひは送附以前に、或ひは彼等の收養親たちの許に彼等の寄寓せる初期の間に——犯罪に就きて有罪と認定されたもの多くを存する。しかしそれにも拘らず、善良なる意思と、氣持よき適確なる一つの待遇と、良好なる給養と、一つの幸福なる環境内に於ける豊かなる仕事とは、大多數の場合に於て、小窃盜の習慣を阻止することに成功した。如何なる場合に於ても、この原因のために、彼等の收養親の家庭から少年たちを引離す必要は存せなかつた。

家庭委託の制度を奨励するに當りて我々の逢着する唯一の重大なる短所は、内務省か、少年の實父母

に、彼等か極めて不良なる行狀を持するものでないかきり、三ヶ月毎にその委託せられたる子女を訪問することを許可すべきものとして居ることである。父母の大部分は不良なる性格を有するものであるか故に、この規則はしはしは諸種の困難を惹起する。そこには、この時期に至るまで彼等の子女に對して毫末の關心をも有たなかつたにも拘らず、その子女たちが十六歳に達し且つ彼等の生計の資を獲得し得ることになつてからは、只管彼等を取戻そうと努める父母たちの多數を存する。それ故に、この訪問に對してはより絶對的なる一つの嚴正なる詮議を爲すべき、より廣汎なる諸權能か少年たちの福祉に就きて責任を有する地方官憲に附與されるてあらうことか、極めて肝要なのである。少年たちが數年來會つたことのない、そして彼等の幼少時代に受けた一つの不良なる待遇か彼等の腦裡にこひり着いて居る親たちの來訪は、往々にして少年たちを驚怖せしめ、且つ彼等を神經過敏ならしめる。私はここにこれ等の少女たちの一人に就きての小さな一實驗談を例證として引用するてあらう。問題の少女は最も尊敬すべき或る夫婦の許に委託されて居た、そしてこの夫婦は二人ながら絶對的禁酒家であつた。少女はこの夫か彼れの仕事先から歸宅して後は必ず隠れて了ふ習慣を有つた、そして彼れの側に話しに來るようこの少女を納得せしめることか如何にしても不可能であつた。手を替へ品を替へてたまはつ、すかしつされた後、最後にこの少女は泣きしやくり乍ら言つた、『私は内のお小父さんは何時でも酔つ拂つて歸つて來られるたらうと思つて居ました』と。漸くのことかこれか彼女の思ひ違ひであつたことを確かめ得てからは、少女はすつか

り安心した。そしてこの少女と彼れの假りの父とは今や極めて親しい仲の好い友達であるのを確認するのは愉快なことである。

報告者 W. H. Bulley,

Inspecteur du Service des enfants ("Children's Branch") ressortant du "Home Office,"
London.

少年の不良なる行状を誘致する最も有力なる諸原因の中に、少年たちが育成せられたる不良なる諸条件——そこには父母の不注意、怠慢若しくは不良なる待遇をも含めて——が算へられることは、少年の幸福を助成することに興味を有する人々の一様に主張する點であり、またイギリスに於ては公衆の一般的に承認する點である。

固より、今日、この點に於て改善の多くの徴候が確認されるにしても、しかしながら、そこには尙ほ彼等の生理的、道德的及び精神的發育に有害なる影響を與へ得る諸條件に於て生活する少年たちの多くを存する。それ故に、少年問題に對する諸般の救済策は、住居條件の改善と彼等の子孫に對する彼等の義務のよ

り良き理解に就きての怠慢なる父母たちの覺醒とを包含するものであるかに見える。

或る少年か或る犯罪に就きて起訴されたか、若しくはその父母の一方又は後見人か怠慢若しくは虐待を理由として訴追されたる事實によりて、一つの危険なる家庭的環境の影響が明白となりたる場合には、裁判官は少年を保護する目的に於て、或ひは彼れの性格の改善若しくは教育に資する目的に於て、諸種の方法を選択する。

一九〇八年の『少年法』(Children Act)に於て指示されたることなき若干の場合に於て、裁判官は、同法第五十八條又は第五十九條によりて、その兒童(enfant)若しくは年少者(adoléscent)を一つの感化院若しくは工業學校の特殊教育に附し、又は少年法第二十一條によりて、これを一つの民間施設(法文の用語或る『適當なる人』"Personne appropriée"の下に理解されたる)に委託することを得る。

これ等の凡ての場合に於て、少年は、或ひは國家によりて補助せられたる、或ひは租税によりて維持せられたる、或ひはまた私人の寄附によりて支持せられたる一つの施設に委託せられるために、その家庭から引離されるであらう。

或ひはまた裁判官は少年を一つの顯證處分に附することによりて(Mise en épreuve)、彼れを彼れ自身の家庭の監護の下に留まらしめ得るであらう。

嚴密に言へば、少年法第二十一條によりて、等閑に附せられ若しくは虐待せられたる或る少年か或る

『適當なる人』の監護に附せられ得る場合を別として、裁判官は或る少年を或る個人の許に委託する如何なる権能をも有するものではない。固より、一九一一年の『貧困兒委託令』(“Boarding-out Order”)によりて、保健省の監督の下に、數千の少年は貧民保護官によりて個人の許に委託された。そして恩給省は、一九一八年の『戰時恩給法』(War Pensions [Administrative Provisions] Act) 第九條に於て、最近の世界大戰中に於ける彼等の役務に由來する諸原因の結果として死亡せるか若しくは現役中に屬する海軍、陸軍又は空軍の將校又は兵卒の子女にして、彼等の母の死亡の結果、又はその他の凡ての原因によりて、等閑に附せられ若しくは適當なる監護を缺けるものを個人の許に委託する處分を豫定して居る。

しかしながら、裁判所の審判に附せられ、そして少年法によりて送附を受けたる少年を個人の許に委託する権限は感化院長に留保された。感化院長は少年法第五十三條によりて、八歳以下の少年を、彼れか満十歳に達するまで或る收養親の許に委託する権能を有する。しかしこれかためには、各場合に就き内務大臣の許可が必要とされる。そしてこの許可は、それか望まじきことと史料される場合、尙ほ十歳以後に少年の委託を繼續するかためにもまた必要とされる。個人に委託せられたる少年たちに就きては、彼等か或る工業學校(感化院)に送附されたる場合に於けると等しく、一つの給與規定か定められた。

一九二一年に公認感化院の長に對して爲されたる命令第九九〇號の公布は規則の定むるところに従ひたる個人の許に於ける委託とこの委託の繼續との獎勵を目的とするものであつた。そしてその規則は次きの

ごとく要約され得る。

(1)、八歳以下の少年は十歳に至るまで端正なる收養親の許に委託『せらるべき』(そして少年法に於けるかように『せられ得る』ではなく)ものとする。

(2)、感化諸學校の長は、彼等かそれを望まじきことと、史料する場合には、委託の繼續に就き内務大臣の許可を求むべきものとする。一度この許可か與へられたるかきり、少年は彼等か感化諸學校の監護に附せられたる凡ての期間中この委託を繼續され得る。

(3)、感化諸學校の長は少年の行狀若しくは少年の收養親の行狀か満足ならざる場合には、凡ての少年を學校に召還し得るであらう。しかしながらかくのとき召喚は一ヶ月以上繼續することを許さない。この期間内に他の收養親の下に更らに少年を委託する處分か取られねはならないであらう。

(4)、内務大臣は或る個人の許に委託せられたる凡ての少年を學校に召還することを要求し得るであらう。

(5)、感化及び工業諸學校の監督主任には收養母の氏名及び住所か報告されねはならないであらう。この收養母は原則として、異りたる家族に屬する三人以上の少年を委託され得ないであらうし、またその家に同居する實子三人以上を有し得ないであらう。

(6)、收養母は一つの適當なる報酬によりて少年に衣食を與へ、彼れを教育し、教化し且つ監督すべく、

書面を以て約束することを要するてあらう。

- (7)、收養母は彼れの監護に託せられたる少年と同一宗教を奉ずるものたることを要するてあらう。
- (8)、或る個人の許に委託せられたる凡ての少年は、特別に任命せられたる一委員會の一委員によりて、又は少年かそのの監護に附せられたる學校の看守若しくは他の代表者によりて、三ヶ月毎に一回巡視されねはならないてあらう。感化及び工業諸學校の監督官は何時にても彼等を巡視し得るてあらう。
- (9)、各少年に關して毎年一つの報告か内務大臣に送附されねはならないてあらう。
- (10)、少年の醫療、齒科治療並ひに彼れの醫學的検査のために適當なる準備を必要とするてあらう。
- (11)、少年の教育及びそのの繼續に就きて必要なる處分か取られねはならないてあらう。
- (12)、感化諸學校の長は少年の就職口を見出し且つ就職後に於ける彼れを監視するために、必要なる處分を取ることを要するてあらう。

その四二頁及び四三頁に於て少年の個人委託を研究せる内務省少年課の一九二四年の年報は次きのごとく記述して居る。

現今、感化諸學校に委託せられたる兒童は極めて少數である。彼等に一つの満足なる家庭と適當なる收養親とを見出すべく多くの困難か實證されて居るローマカトリック教及びユダヤ教の兒童たちを除くの

外、八歳以下の兒童の大部分は個人の許に委託されて居る。

ロンドン市參事會はその感化諸學校の監護に託せられたる最も年少なる兒童の一大多數を個人の許に委託した。そして參事會か當課に供給するの好意を有つた次きの報告は、參事會の追行するこの方法の成功を毫末も誇張して居るものではない。

『ロンドン市參事會は、既に十有餘年來、工業諸學校に送附せられたる最も幼少なる兒童たちを個人の許に委託した。現今、ロンドンの隣接町村に於て、また他の六カウンティ(Counties)の町村に於て、個人の許に委託せられたる少年の數は二七六名を算する。

兒童は彼等か家庭に委託せられたる當時に於ては、凡て八歳以下のものである。しかしながら、委託の結果か満足なる場合には、彼等は彼等の學齡期間中その家庭に殘留する。入念に選擇せられたる收養親は兒童たちに大なる關心を有ち且つ恰かも彼等かその實子であつたかのごとくに彼等を待遇して居る。收養兒たちは近在の小學校に通學する。彼等か一般に十四歳又は十五歳に達したるとき、彼等には勞働口か授けられる。

參事會は、收養親の家庭、兒童たちに與へられる監護及び彼等の扶養に就きての監督にその時の全部を捧げて居る二名の婦人吏員を介して家庭委託に關する凡ての處分を取つて居る。參事會は、兒童の委託せられたる地區に居住する篤志委員によりてまた一つの援助を受けて居る。これ等の委員は委託家庭の方面

視察員の職能を満し、且つ參事會の吏員と協力するものである。供給される被服に至りては、參事會の吏員若しくは方面視察員によりて參事會の費用に於て支給され、或ひはまた參事會の支給する材料を以て收養親によりて製作される。即ちかくしてそこには制服の着用が避けられて居るのである。

先づ形式的にそのの監護に託せられたる諸學校に召還せられたる兒童は極めて少數でしかなかった。

最近數年間に於て、そこには勞働に従事し得る年齢に達したるもの多數を存した。そして彼等は様々の職業に就いた。

ロンドン市參事會によりて家庭に委託せられたる兒童にして、彼等に提供せられたる教育の特別なる便宜を利用したるもの尠くないことを、我々はここに附言し得る。ロンドンに於て、一少年は或る實業學校の給費生となり、また他の一少年は或る中等學校の給費生となつた。三少年と四少女とは或る中央學校に入學を許可された。ロンドン以外に於て、尙ほ三少年と一少女とは中央學校に入學を許され、そして一少年と一少女とは中等學校の給費生となつた。

ロンドン市參事會が個人の家庭に少年を委託するそのの制度から獲得したる良好なる結果は、また他の地方諸官憲の熱心なる考慮の對象となつた。

現世紀の四分の一の經過に於て殆ど凡ての文明國に於て採用せられたる犯罪の處遇に關する立法は、矯正的處遇の他の諸形式の中に、選定せられたる家庭に少年を委託する處分を擧げて居る。この法律規定は、疑ひもなく、多數の場合に於て、少年若しくは青年の邪路に踏み入る原因か、父母の無頓着に、或ひは彼等の怠慢若しくは彼等自身の義務を果すことの無能力に存するといふ原則から流出したものである。少年の家庭の狀態に別に申分なく、また邪路に踏み入りたる未成年者の兄弟姉妹たちか何れも善良なる行狀を保持して居る場合であつても、尙ほ少年は不道德なる仲間若しくは若干の不良なる友達から墮落的影響を受けることが罕れてない。

報告者 M^{rs} Fanny Dalnazzo, Avocat, a Rome.

少年か或る矯正施設に委託されることは必ずしも必要缺くへかざることではないにしても、しかしながら、その家庭から、或は不良なる諸影響を現出する地方若しくは都會から彼れを遠からしめることは常に必要なることである。社會的及び經濟的見地に於て、若しもそれか絶對的に必要でないかぎり、少年を

つの矯正施設に委託するのは有利でない、何故なれば、この場合、そこには少年が施設を去るに當りて、自由生活への一つの漸次的再應化を準備し、且つ彼れ自身の責任感情を彼れに與へることの用意を必要とするてあらうからである。それ故に、彼れの慣れ來りの生活様式に於てその矯正目的を達するために、或る端正なる家庭に過誤少年を委託する制度は他の凡ての矯正制度に優りたるものと考へられるてあらう。しかしそれにも拘らず、この處遇方法が頻繁に採用されるてあらうことには、幾多の困難が對抗される。彼れが既に、著しく墮落して居り、そして彼れが前に處罰を免れたる多數の罪を犯して居る場合、時の大部分を裁判所の厄介になつて居る青年の類廢性に於て、就中、最も重大なる障礙が見出される。この理由のために、選定せられたる家庭に少年を委託する處分は、寧ろ、犯罪を豫防するために、道德的に若しくは物質的に遺棄せられたる少年を保護する趣旨に於て裁判官によりて適用され得る一つの有效なる豫防手段と看做されねはならないてあらうと私は考へるのである。

實際、道德的に墮落せる一少女又は狂暴なる性質を有するか若しくは彼れの際限なき空想又は彼れの早熟なる惡徳を満足せしめるために専ら金錢盜を事として居るような一少年を進んで彼等の許に引取らむとするかごとき人々を見出すことは極めて困難である。犯人が極めて幼少なる場合か、若しくは現にそれの監督に任した人々か成功の確からしさを以て釋放の經驗を試みられ得ると確信したてあらうまでには充分長き期間或る施設内に拘置されて居つたてあらう青年に對する條件附釋放の凡ての場合に於ての外は、犯

罪少年を或る他の家庭に委託する處分は、有益に、言ひ換へれば、少年と彼れの新なる父母との間に一つの愛情的關係が確立せること確からしさを以て爲され得るものではないてあらう。

一般的に言つて、諸國民の生活組織、その知力的及び道德的水準並びに諸國の人口統計上の諸條件が犯罪少年のかくのごとき處遇に取りて有利と見られ得る程度には自づから差等を存することを更らに注意しなければならぬ。例へばイタリヤを初め、人口稠密にして且つ出生率の高き諸國に於て、進んで一つ新たな子を收養せむとする家庭を見出すことは他の諸國に於けるよりも明らかにより困難である。子なき夫婦若しくはそれを失ひたる夫婦は、極めて幼少にして、而かも後に至りて彼等を取戻し得るてもあらう親達を有たない子女でなければ收養しない、何故なれば、これ等の夫婦は彼等の愛の對象を得むことを求め、而かも後に至りて彼等自身の子として正式に彼等を貰い受けむと欲するからである。出生率の遙かにより低き、そしてそれの知力的水準のより高きヨーロッパの北部諸國は、著しく異なりたる諸條件に於て見出される、そして實際、少年及び青年の家庭委託は、一つのより確實なる基礎と、一つのより大なる範圍に於て爲され得る。しかしながら、國を異にするに従ひて、それれ異りたる形を取るてあらうようなこの種の問題をここに検討するのは、その處てない。ここには主として一般的の觀點から問題を検討することが必要である。そしてそこには専ら一般的に問題の種々の方面を記述することを以て充分とすてあらう。

Ⅰ、如何なる場合に家庭委託を實行することを適當とするか。

私の観るところによれば、この場合、先づ次きの二點か斟酌されねばならぬ——(a)、少年の個人的諸特性並びに犯行當時まで彼れかその中に生活したる家庭的及び社會的環境の諸特性、(b)、少年の矯正を爲すために彼れを委託することを適當とする家庭に於て求めらるべき諸條件。——この二つの観點は次きのごとく分別して考察することを必要ならしめる。

(a)、若し犯罪少年か一個の孤兒であるか、或ひは父母なく且つ保護者なき、若しくはその保護者か彼れの義務を果さざる一個の被遺棄少年である場合には、或る選定せられたる家庭に彼れを委託する處分を取るものは固より極めて必要なことである。但しその少年か著しく墮落せるものであるか若しくは異常者である場合はこのかきりてない。反對に、彼れは彼れの新しき父母を愛しそして彼れの教育と彼れの訓育との爲めに爲すこの新しき父母の努力に従順に對應する能力を有するものたることか必要とされる、何故なれば、この場合、そこに目的とされるものは、適正なる父母の義務を構成し且つ同時にその權利を形成する性格の陶冶と道德的指導との自然的事業を遂行することに存するからである。

(b)、しかしながら、若しも少年の家庭が存在し且つその家庭自身が彼れの不良なる行狀の原因である場合には、事案は既により困難とならざるを得ない、何故なれば、この場合、少年の改善は、諸種の遺傳的若しくは習得的の惡習のために恐らく困難たるべきことを懼るべき理由を存するからである。この場合、

そこには、少年の父母又は朋友たちの來訪を避けるために、また彼れの諸種の本能か自由に展開され得た舊居に向つて新居を見捨てるべく少年か刺衝されることのないために、舊居から充分に隔在せる一つの家庭に委託することの用意か絶對的に必要とされるであらう。加之、家庭委託は一つの假處分、即ち一つの試験的意味の處分と看做されねばならないであらう。従つてまたこの委託中に、若しも重大な而かも反覆的な諸種の不都合を生じたる場合には、未成年を一つの感化施設に委託する準備を存することを必要とするであらう。私はまた未成年者を一つの感化施設に數個月間收容したる後、彼れの成年に達する以前に新居を去りて彼れ自身の家庭に歸來することを嚴禁する條件を附したる假釋放の名義に於て、家庭委託の試みを爲すことか適當であると考へる。

少年の家庭は善良であるか、しかしながら彼れの不行狀か、常にその危険なる影響を懼れねばならぬであらう或る不良なる交友の結果である場合に於ては、或る隔在せる地方に於ける或る選擇せられたる家庭への委託かまた等しく必要とされるであらう。但しこの場合、新家庭に於ける彼れの滯留は余りに長期に及ぶことなく單に、從來の不良なる交友關係を斷絶し、且つ未成年者の性格を鍛鍊するために必要な期間にのみ制限されねばならないであらう、何故なれば、この委託期間か餘りに長きに亘るときは、少年か彼れのために面倒を見てくれた人々に懐き切つて了つて、最早彼れ自身の父母の許に復歸することを欲せぬに至る懼れがあり、そしてこの事態は彼れの爾後の行狀の上に望ましからざる諸結果を齎すこと

になるてあらうからである。それ故に、かくのとき場合には、少年が彼れの父母の頻繁なる訪問を受け得べき、その家庭より遠からざる一つの感化施設にこれを委託するか、若しくは監督附自由（保護監督）制度の下に、而かも斯く斯くの仲間との交通を禁止する条件の下に彼れ自身の家庭に委託する處分は、或る他の家庭に委託する處分よりも、寧ろより適當とされるかに考へられる。

最後に、或る家庭に委託する處分か、犯罪少年に取りて、矯正施設に送附するそれよりもより適當とされるか否かを決定すべき公準を、私は絶對的に犯罪の性質に究めようとはしないであらう、何故なればこの場合必要なることは、寧ろ、刑罰法の侵犯を誘致し若しくはそれに伴隨したる諸種の場合と諸種の原因とを斟酌することに存するてあらうからである。犯罪は道德的過誤の徵表の一つてしかない。固よりこの徵表は極めて重要なものであるにしても、しかしながら、それは一つの周到なる調査と、犯人の健康状態及び諸種の未必的異常性——肉體的並びに精神的の——を決定する目的に於ける或る専門家の醫學的檢診との結果によりて支持されねはならないものである。一個の弱性的、異常的若しくは極めて低能的なる少年は、一個の専門醫と一個の完全なる資格を具備せる監護者との監督の下に、一つの適切なる處遇に服せしめる目的に於て、これを一つの特殊施設に委託することを以て、寧ろより適當とせねはならないであらう。

II、家庭の選擇

先づ第一に、或る過誤少年の矯正といふ爾く重大なる任務を託せらるべき人々か善良なる道德性の持主であることは最も確實に保證されねはならないといふ意味に於て、この家庭の選擇は極めて重要な問題である。そこには精確にして眞率なる諸般の情報を得るために、如何なる手段も忽諸に附せられてはならないであらう。市町村長若しくは或る他の地方官憲の一つの好意的申告は、必ずしもこれを以て充分なるものど考へられてはならないであらう。何故なれば、一つの若い性格に對して或る感化的影響を與へる能力を有するかためには、單に自から善良なる行狀を持し得るたけて足りるものではないからである。それ故に、少年若しくは青年は、未成年者の委託と彼等の爾後の監督とに就きて責任を取り得る一つの保護委員會又は一つの輔成會若しくは極めて確實なる一つの監督委員を存する地方に於てのみ委託せらるべきであらうと私は考へる。この點はこの研究の經過に於て一つの特別な檢討の對象をなすてあらう。

彼れか本來生活すべく定命されて居る環境に固有なるそれから餘りに異りたる思想や習慣を彼れに與へることなきかために、家庭は、出來得るかまきり、矯正少年が從來在つたそれと同一の社會的水準内に於て選定されねはならないであらう。同様に、少年は餘りに老齡なるか若しくは陰鬱的氣分を有する人々の許に委託されてはならないであらう。彼れには開放的な、そして力強い性格を有つた若い人々の社會が供給されねはならない。少年は彼れの散歩や彼れの休息の時間に於て、諸々の自然事實や人間界の出來事を諸諸の高尙な、敬虔な考へと結付けて考察する習慣を彼れに與へることによりて、彼れの精神を諸々の不良

なる省察から轉向せしめる能力を有する人々によりて同伴されることか必要である。宗教的原則の上に立つて居ないか、若しくは少年の属する宗教の實踐から縁遠い一つの家庭は、過誤少年に對して徹底的にして而かも持続的なる一つの感化事業を遂行することは出来ない、何故なれば、假りに善良なる範例は一時的の刺激となり得るにしても、しかし、惡の誘惑や、我々の有する不良なる諸傾向に抵抗することを學ぶかためには、德行か、神の法則、言ひ換へれば、我々のより純潔なる諸々の思想を反省し且つ培養すべく、そして地上に於ける何等の報償をも免むることなしに善事を追求すべく我々を餘儀なくする唯一の法則に對する尊敬と服従さに基いたものであらうことか必要とされるからである。

彼れかより幼少なるか若しくは無經驗なる少年たちと接觸して生活するてあらうような一つの家庭に或る少年を委託することは一つの重大なる責任であることを忘れてはならない。實を言へば、賢い、従順なる少年たちの間に交つて生活することは、過誤少年に取りて極めて有益なことではあるか、しかし、他面に於て、一個の墮落少年の影響に服せしめられることは、これ等の純良なる少年たちに取りて危険なる結果を生し得る。それ故に、そこには、或る少年の收養される家庭に在る子女たちは、彼等の迎へた新たな兄弟によりて彼等が指導されるよりも、寧ろ彼等自から彼れを指導し得る程度の年配のものであり、若しくはその程度に形成せられたる一つの性格と根強き道德的習慣とを有するものたることか確認されねばならないであらう。

最後に、過誤少年の引受を爲すべく收養家庭を動かすものか單に一個の經濟的利益の誘惑に存するのはなしに、收養兒の給養費を償ふべき手當を受けるに當りて、これ等の特志家たちは、基督教的慈善と高貴なる傳道の事業としての一個の道德的再生事業を企てるものたることの明確なる意識と鞏固なる意思とを有することか確認されねばならないであらう。

III、監督

既に前に一言したかように、家庭委託は、良好なる組織の下に於ける極めて有效なる一つの監督制度かつの周到にして且つ持続的なる監督の實行を可能ならしめる場合の外は許さるべきでないであらう、そして、或る人若しくは或る制度によりて行はれたる監督から一つの有效なる結果を獲得することを、可能ならしめむかためには、少年は裁判官若しくは裁判所によりて直接上記の人若しくは制度（後見委員會又は保護委員會若しくは市町村又は大都市の區に於けるその委員たち）に委託されることが寧ろ適當とされるであらう。この場合、この委託を受けた人又は制度は、自から未成年者の監督の義務を免れることなしに、更らにその責任の下に、これを收養家庭に委託すべく、かくしてこの家庭はその委託者（上記の人又は制度）に對して、初めから一つの親しみのある關係に置かれることになるであらう。この方法によりて、巡視官若しくは監督委員（若しくは眞の保護司 (probation officer) は、公けの監督の多少とも頻繁なる巡視を爲すために、四角張つた、表て向きの一個の役人としてはなしに、寧ろ監護少年の保護者

及び友人としての感じを與へることになるであらうし、従つてまた少年は勢ひ彼れの行狀や彼れの新たな習慣又は新たに得たる交友に就きて自發的に彼れに報告するようになるであらう。

一九一二年のイタリヤ少年法案——不幸にして草案の状態に止まりたる——は、かようにして、監督附自由（保護監督）制度の下に於ける監督を、小學兒童保護會及び年少犯人の保護のために専任保護者を使用する少年保護會に委託した。更らに他の一法律案が極めて最近に我政府によりて上院に提出された（一九二四年十二月八日の會議）。この法律案によれば、一つの國民少年保護會——ベルギーの國民少年保護會の範に倣ひて構成せられたる——はその本部をローマに、その支部を保護委員會の名稱の下に凡ての市町村若しくは大都市の區に置くことを要するものとされ、そしてこれ等の保護委員會の委員たちは、各種矯正施設に、若しくは個人の家庭に委託せられたる凡ての少年に對して一つの繼續的監督を行ふべきものとされたのである。しかしそれにも拘らず、この新法案の適用は犯罪少年に及ぶものでないか故に、而かもまたイタリヤ刑法は他の家庭に未成年者を委託する處分を認めて居ないか故に、法案の諸規定は、差し當り、裁判所長か不良なる行狀若しくは道德的危険を理由として彼等の家庭から遠ける決定を與へたてあらう少年たちの委託にのみ適用され得るものである（民法第二二二條を参照）。

『行刑及感化學雜誌』 „Rivista di Discipline carcerarie e Corretive“（一九一三年七月號）に於て發表せられたる古い一研究に於て、コンチ教授は監督の事業を容易にするために「小委託者コロニー」の形の下

に、同一の村若しくは地方に於て行はれる家庭委託の制度を推賞した。

現行の多數の立法はここに説明したる原則の適用と周到にして繼續的なる監督とを可能ならしめて居る。かようにして、一九一三年のホンガリヤ法に従へば、少年裁判官は、未成年者をその家庭から遠けて、これを「後見官廳」(Vormundschaftsbehörde)に委託する決定を爲すことを得る。そしてこの場合、委託を受けたる後見官廳は、その責任の下に、その監督の權利を拋棄することなしに、更らにこれを或る施設若しくは或る家庭に委託することを得るのである。

北米合衆國の多數の州に於ては（コロラド、カリフォルニア、イリノイ、ニュー・ヨーク、ペンシルヴァニア等）、少年は「保護司」(protection officer)に委託され得る。そして保護司は尙ほその監督の任務を繼續しながら、彼れの責任の下に、これをその選定したる一つの家庭に委託し得るのである。そこには、彼等自身の家庭に於て維持されかたき、そして彼等の肉體的及び精神的諸條件がこの種の委託を可能ならしめる保護少年たちを適當の家庭に委託する傾向の一つの間斷なき發達か認められる（一九二一年のブルユッセル國際少年保護會議に於ける『勞働省、少年課』のブランシュ・ミツチエル嬢の報告）

同様にまたイギリスに於ても、一九〇七年の『犯罪者の保護觀察に關する法律』(Probation of Offenders Act)——一九一四年の『刑事司法行政法』(Criminal Justice Administration Act)によりて修正せられたる——によりて制定せられたる制度の下に、犯罪少年は保護觀察に附せられ、そして「保護司」の監

督の下に、或る選定せられたる家庭に委託され得る。

フランスに於ては、『保護監督』制度 (régime de liberté surveillée) の下に (一九一四年三月以後實施せられたる一九一二年七月二十二日の法律) 彼等に委託せられたる少年たち、即ち十六歳未満にして、裁判所の審判に附せられたる少年又は浮浪少年若しくは道德的危険状態に在る少年を受取たる保護團體は、『保護委員』 (patrons délégués) の監督の下に、彼等を家庭に委託し得る。一つの刑務コロニーに委託せられたる未成年者は、彼等か善行を持続する場合、これを假りに釋放して、一保護委員の監督の下に、個人の許に委託し得る。

デンマークに於ては、一九〇五年四月十四日の法律以來、矯正處分に附せられたる少年の監護は『後見委員會』に委託される。そして後見委員會は、裁判所か少年を家庭より引離すべき決定を與へたるときは、その少年を一つの矯正施設若しくは一つの選定せられたる家庭に委託する権能を有するのである。これ等の後見委員會は市町村行政廳によりて任命される。後見委員會は少年たちを就中小農夫の家庭に委託する、蓋しこれ等の家庭は、都會に於ける委託か提供するそれに優りたる諸般の道德的及び肉體的保證を提供するものと考へられて居るからである。一家庭に三人以上の少年は委託されない。自由制度の下に教育を受ける能力なきものと認められたる少年たちは一つの矯正施設に委託される。

ノールウェーに於ては、各市町村毎に、一個の後見官廳を存置する。この後見官廳は廣汎なる権限を帶

有して居る。即ち後見官廳は、父母の意に反して少年を父母の手から引離し、これを一つの家庭若しくは感化施設に委託し得る。かようにして、後見官廳は一つの豫防處分を行ふものである (道德的に遺棄せられたる十六歳未満の少年の取扱に關する一八九六年六月六日の法律)。同様に、またスウェーデンに於ては (一九〇二年六月十三日及び一九一八年六月十四日の法律) 悪性少年の監護に任し、そして彼等をその家庭より引離し且つ委員會若しくはその代表者の監督の下に、彼等を或る他の家庭に委託し得るものは、一つの市町村官憲である。

オランダに於ては、三個の『少年法』 (一九〇六年以來實施されたる少年保護に關する諸法律) によりて、『保護委員會』は裁判所に情報を提供し且つ未成年者の利益に於て取らるべき諸々の處分に關してその意見を具申する職能を有する。若し少年か裁判官若しくは檢事によりて委員會に委託せられたるときは、委員會は、更らにこれを慈善團體若しくは個人の家庭に委託し、そして少年かこれによりて受ける保護に就きて一つの繼續的監督を實行する。

スペインに於ては、少年裁判所の制度を開きたる一九一八年十一月二十五日の法律によりて、十五歳未満の犯人は、單純に、高等少年保護會議に直屬する委員會の監護に委託され得る。ホルトガルに於ても、『少年保護會』 (Tutorias de Infancia) 及び少年擁護國民聯盟を設置したる一九一一年の法律によりて、また同様である。

スイツツルに於ては、多数のカントン法律によりて（就中、ジュネーブ、チューリヒ及びバーゼル諸カントンのそれ）、裁判所は少年又は青年を後見官廳に引渡し得るものとされた。この場合、少年の引渡を受けたる後見官廳は一つの保護者を任命し、そしてこの保護者は少年を彼れ自身の家庭若しくは或る選定せられたる家庭に委託して、これを監督すべきものとされる。

最後に、ポーランドに於ては、一九一九年二月七日の法律（一九二一年に修正を経たる）によりて、各都市に保護會が設置され、そしてこれ等の保護會は、少年裁判官によりて直接彼等の監督に委託せられ、且つ彼等によりて更に一つの選定せられたる家庭に委託せられたるか、若しくは少年自身の家庭に委託せられたる未成年者を監督する任務を有するものとされる。保護會は、過誤少年を選定せらるるかようにして、極めて用意周到なる諸規則を、聰明なる繼續的監督制度との下に、過誤少年を選定せられたる家庭に委託する處分は、早熟なる悪性少年たちの道德的矯正に就きて最良の効果を齎すために、極めて必要なる制度である。

VII

報告者 Mortemer I. Schiff,

Président du Patronage de l'Enfance juive, New York.

ニューヨーク州に於ては、赤貧の場合若しくは充分なる監督を缺く場合の外は、殆ど絶對的に、問題の少年を家庭に委託することをしない。本州に於ては、一般的に、犯罪少年は保護監督 (probation) に附せられるか若しくは矯正施設に送附される。そしてこの後の場合に於ては、少年は正規の普通教育を受け、或る有益なる生業の諸課程を修習し、且つ一つの道德的及び宗教的宗教を與へられる。例外的諸場合を除くの外、犯罪少年を或る家庭に委託することは良好でないといふ我々は考へる。但し彼等か或る矯正施設に於て豫しめ一つの教育を受けて居る場合は固よりこのかきりてない。眞の犯罪少年が正常なる家庭生活に應化するのは罕れな事態に屬する。彼等は不従順であり、虚言家である傾きを有する。そして彼等はしばしば盜癖や背徳性を有するものであつて、何物をも尊重せず、且つ恩義を解せない。しかしながら、犯罪少年たちが先づ或る矯正施設に於て一つの訓練を受けたる後、更に農村の家庭に委託せられたる場合に於ける極めて良好なる結果は、各方面に於ける多年の経験によりて證明された。一般に、これ等の家庭が端正であり、堅實であつた場合に於ては、多く満足なる結果が見られた。しかしながら、大なる困難はこれ等の資格を具備せる家庭を見出すことである。これ等の家庭は恐らく最良の志向を有つて居る、しかしながら、通常、經驗に乏しき人々か彼等を駕御し得るかためには、犯罪少年たちは餘りに狡猾である。そし

てその結果はしはしは完全なる不成功である。

既に前述したかように、一つの矯正處遇を経たる後に非ざるかきり、家庭委託の制度か少年犯罪を防遏すべき一つの有效なる方法であるとは信せられないのであるか、しかしながら、そこには、尙ほ家庭委託かその場合一つの賢明にして有效なる處遇たり得べき、謂はは一個の境界的定型に屬する若干の場合か存する。そして私かここにこの範疇の下に理解するものは、主として、少年の悪性か第一に彼れの置かれたる家庭的環境に歸せられるものであつて、決して少年自身に具有せる眞の悪性を存するものでないことこの明瞭なる場合である。即ちこの範疇に屬するものは、彼れの環境に於ける貧困、背徳性若しくは一つの一般的放任か少年の行狀に關する諸問題の解決を妨けて居るか、若しくは少年の肉體的又は精神的健康か、彼れの家庭に於て與へられ得るかに見えるそれよりも、より衛生的なる一つの環境を希望せしめる場合、並びに父母又は保護者か少年に對して加へる強制か過大に失し、且つその與へる保護か過敏に失する結果として、彼れの性格若しくは彼れの發育を脅威するまでもその獨立性を麻痺せしめて居る場合である。それかより正確に一個の正則少年と呼ばれ得べき一少年に關するかくのとき場合に於ては、苟くも彼れをその家庭より遠からしめることか必要となるかきりに於て、出來得るだけ彼れ自身の家庭に類似した、而かも彼れ自身の家庭に於て缺けて居た諸條件を具備せる一つのより良き家庭生活を彼れに與へることを望ましきこととするのは固より言ふまでもない。これかためには、先づ第一に、少年を新しき方向に導く

へく堪能なる凡ての條件を具へたる一つの代位家庭を見出すことか必要缺く可らざることであるか、しかしかくのとき家庭を見出すことは罕れてあり且つ極めて困難である。

それ故に、我々かこの問題に對して與へる結論としては、要するに、犯罪少年はこれを保護監督 (Protection) に附するか或ひは一つの矯正施設に送附することを以て適當とし、そして一般に、少年か既に一つの矯正處遇を受けたる後にのみ、家庭委託の方法を援用すべきであること私は断定するであらう。

報告者 La Comtesse Carton de Wiart,

Membre du Conseil Supérieur de la Bienfaisance de Belgique, de la Commission Royale des Patronages, délégué à la Protection de l'Enfance, Bruxelles.

本議題の型成する問題は次きの二點に分ちて考察されねばならぬ。(a) 家庭委託の處分は如何なる場合に於てこれを推賞すべきか? (b) この處分は如何なる範疇の少年に對してこれを適用すべきか?

A、家庭委託は最早一つの試験的處分としてではなく、社會役務の重要な一分科として考へられて居る。家庭委託の處分は、就中一九〇九年リントン開會の「白聖館」會議以來決定されたるその技術を有つて居る。この技術に通曉するかためには、ハステインクス・ハート氏の序文を附して、一九一九年ニューヨーク「Russel Sage Foundation」によりて刊行せられたるスリンガーランド氏の著述『少年家庭委託』(M. W. H. Slingerland, "Child placing in families") に就きて學ぶことを要する。そしてこの著述はベルギー少年保護保護局長イシドール・モー(Isidore Maus)と同局課長ベルナル(Bernard)との兩氏によりて一つの徹底的分析の對象とされたものである。

家庭委託の運動は、アメリカ合衆國に於ては、就中道德的被遺棄少年に對して一般的である。諸々の施設は監護所(asiles de garde)に變遷する傾向を有し、そしてこれ等の施設自から十歳以上の未成年者に對して家庭委託を實行して居る。ニューヨークに於ては、市慈善課は毎月一千名以上の少年を家庭に委託して居る。道德的に遺棄せられたる少年若しくはその父母が親權を喪失せる少年たちに對して、家庭委託は緊要なる處分である。何故なれば、この場合少年の環境は彼れに取りて不適當であるか、若しくは少年は全然家庭的環境を有つて居ないからである。能ふかきり最良の諸條件に於て少年を育成することは、少年に取りても、また社會に取りても等しく緊要事とされねばならぬ。

しかしながら、この國際會議に於て取扱はるべき議題の範圍は、裁判所の審判に附せられたる少年若しくは一つの矯正處遇に服する少年の研究に制限されて居る。この範圍は、東の國々から西の國々まで、家庭委託は少年が本來生活すべく定められて居るところのそれに類似せる彼れの正則的環境内に少年を置くことである。

刑罰法と被れの過失との間の決算を爲したる一つの處刑の後に、一つの犯人が公生活に送り出されるとき、彼れは既に彼れの道德的債務を果したものであるか、しかしながら、彼れは尙ほ彼れ及び彼れの社會的環境に取りて有利なる彼れの生活を再開すべく準備されて居た譯けてはない。蓋し彼れには彼れを道德化する教育の刻印が缺けて居るのである。

然るに、少年を道德化するかためには、彼れの教育は彼れの年齢に、彼れの氣質に、彼れの諸本能に、彼れの道德的及び肉體的存在に適應せねばならない。そしてこれ等の凡ての要素は個人に従ひて悉く相違するものである。刑法の近代觀念の要求するところに従へば、刑罰は單に犯罪の輕重と犯人の罪責とのみ比例すべきではなく、刑罰は犯人の人格自體と彼れの諸般の生活條件とに適應せねばならないものである。かよふにして、これ等の學説はこれを成年犯人に適用すべく努力されるのであるか、しかしながら、彼等に對しては、既に時期が過ぎに失するの故を以て、しばしばその努力が無効に歸せしめる。然るに、この努力は、それか少年の場合に於けるかよふに、より柔軟なる素材に對して試みられるとき、その成功に向つてより多くの機會を存する。

更にここに追求せらるべく、而かも成功の條件たるべき理想は處遇制度の個別化である。

被拘禁者の分類の問題は社會學者たちをしてその研究に没頭せしめる。然るに、成年者に對して一つの合理的分類に到達することすら既に困難であるか、況してその諸傾向が尙ほ未だ明確に決定し居らず、そしてその起原、その氣質、その性格、その行狀、その諸習慣が最も大なる異相を呈して居る少年たちに對して、かくのことき一個の合理的分類を實現することは、より困難なる事業である。順次に、年齢、所犯、職業的能力等を基礎として犯罪少年の類別を試みるべく、そこには幾多の困難が横つて居る。

刑務的諸施設や矯正的諸施設は、皆何れも、本質的に、たゞ一種の必要なる害悪としての一個の人為的環境を構成するものにすぎない。それは恰かも、單に最小限度に於てのみ利用することを要するかの託兒所と一般である。少年は彼れに供給されるものか何處から來るかを知らない。彼れは彼れの生活費を念としない、何故なれば、彼れは物資の眞の價をも、また彼れか嘗てそれを使用する必要を有せざる金錢の價をも評價することか出來ないからである。かようにして、諸施設内に收容されたる未成年者たちは、釋放時に於て、全く『制度化されて』(“institutionalised”)居て、他のものに比し著しく獨創性に、獨立心に、考察的精神に缺けて居ると言はれ得た。

家庭委託を推賞すべきこれ等の消極的理由と並んで、そこには、更らにこれを支持すべき積極的諸理由

か附加される。

イジドール・モー氏は言ふ、家庭は實際的精神と社會的感覚とを助長する外部との諸關係を生み出すものである。家庭は道徳に影響を與へ且つこれをより高貴な、より純化された形に漸時擴充し行く柔軟さと優し味とを放射するものである。

家庭委託を不適當とする極めて罕れなる諸場合の選別を可能ならしむべき一つの觀察期間を留保して、我々は犯罪少年に關する場合の殆ど全數に於て、家庭委託の支持者である。既に家庭か人間育成の常態的環境であるとするならば、凡て事態かそれを許すかきりに於て、監督附自由處分 (*liberte surveillee*) の下に、少年を彼れ自身の家庭内に維持することを適當と認めるのは、論理上當然の歸結である。

監督附自由處分の影響は怠慢なる父母に責任感を喚ひ起すために、幸福なる形に於て作用する。苟くもそれか可能なるかきりに於て常に家庭生活を維持せむとする目的に於て、若しも血縁の近き家庭かそれに適せないとするれば、更らにより遠き血縁の親族を探索して、彼等一族の未成年者の運命に對する彼等の關心を慫慂することか必要とされる。財界状態の不安定にして或る程度の富を作るこの速かなる當今に於て、彼等一族の一未成年者の面影を引受け得るだけの餘裕を有する人々を見出すことは、必ずしも困難ではない。

家庭委託は別に犯罪少年たちの分類を必要としない、そしてこの處分の下に、彼等は爾餘の少年たちと

等し並びに生活することか出来て、殊更、犯罪人の卵として刻印附けられずに済む譯けてある。これ等の理由のためにも、また我々は家庭委託を推賞する。家庭委託に就きて實際望まじきかに思料される順序は、假令それか未だ或る矯正施設に收容せられたることなき未成年者に關するにもせよ、若しくは彼れかその改善の實績によりてこの處分を値し得る場合にもせよ、第一には、血縁の近き若しくは遠き彼れ自身の親族の家庭に、第二には、或る他人の家庭に、即ち收養親の許に、第三には、半自由の或る家庭的ホーム (home familial de semi-liberté) に委託することである。固よりこれ等の凡ては、後に説明せらるべき諸原則に準據して行はるべきものなことをか留保されねはならぬ。

B、家庭委託は如何なる範疇の少年に對して推賞せらるべきか？ 特定の各場合に就きて一つの公正なる検査を経たる後、殆ど凡ての種類の少年に對して。そして出來得るかきり、一つの觀察所 (at the observation) に送附してその検査を経たる後。この検査は豫審期間中、未決勾留中に實現され得る。ブルユッセル犯罪少年保護會の觀察所の施行しつつある實際は即ちそれである。しかしながら、異常少年、即ちその缺陷乃至弱性か或る特殊施設への送附を必要ならしめる者、或る長期の特別な醫療を受ける必要を有する少年、治癒不能の少年、彼等の兄弟姉妹若しくは彼等の收養親の子女たちにその惡癖を感染せしめ得べき頽廢少年は家庭委託から除外されねはならない。

II

次に、研究を要するものは問題の他の部分、即ち、家庭委託を行ふに當りて據るべき諸原則如何である。

この場合、この報告に於て取扱はれる範圍は單にそれ等諸原則の一般的指示に止まるのであつて、その詳細なる具體的構成に至りては、凡てそれを適用せむとする諸國の實情に譲らねはならないのは固より言ふまでもないであらう。そこには、先づ凡ての委託に先ちて一つの精細なる調査の手續か必要とされる、そしてこの調査に就きて調査者に要求されるものは、一つの大きな献身であり、人的諸環境に就きて一つの徹底的知識であり、一つの豊かな觀察的精神であり、一つの強き責任意識である。この調査は次きの三點に關せねはならぬ、(1)、未成年者の屬する家庭、(2)、未成年者自身、——この關點に於ては、未成年者の道德的、知力的、肉體的状态並びに彼れの職業的諸能力か明確にされ、且つ彼れの服する經濟的諸條件か調査されねはならぬ。(3)、未成年者か委託される家庭、——この場合、問題は少年に對して一つの良好なる環境を構成する一つの家庭を發見することに存するのではなしに、かくかくの家庭か果してかくかくの少年に適當するか否かを確認することに關する。ここに就中必要とされるものは、一つの個別的順應である。或る少年を飲料品販賣者の許に委託することは絶対に許されない。——若干の著述はこの點に於て有益なる参考となり得る調査項目表の雛形を掲げて居る。そしてこの目的のために指摘されるも

のは、就中次ぎの二書である。

1. Correction and prevention series, volume 4, Chap. Placing out system selection for homes, pp. 234 et seq., Charities publication Committee, 105 East 22 a Street, New York 1910. (イリノイの調査項目に關する) — 2. Georgia G. Ralph, Elements of record for Child Helping organisations, New York, Russell Sage Foundation. — 3. Twenty five years of the Juvenile and Family Court of Denver. (少年裁判官 Hon. B. B. Lindsey の在職二十五年紀念として一九二四年デンヴァーに於て刊行せられたる冊子)

委託の事業に於て、尊重されねばならないものは、宗教的及び道徳的要素である。ハステインクス・ハート氏 (Hastings Hart) は言ふ、『教育は宗教的、知力的及び生理的たることを要する。假令、政教の分離に關する我々の確信の力か何程強いものにもせよ、我々は、一つの聰明なる宗教教育か性格の養成に對する一つの有力なる要因たることを許さない譯けには行かない……一部の人々は、公正なる思想及び行動の習慣を創り出すことか唯一の必要事だと考へて居る……宗教教育はまさしくこの公正の習慣を鍊成するために「本質的」のものである』と。

イリノイ州の「保護司」に交附せられたる調査項目表は宗教的見地に於ける一つの周到なる調査を含むて居る。保護司は、收養親たちか何れの宗教に屬するかを——彼等か熱心なる信徒であるか否かを——彼等か規則正しく彌撒に參會して居るか否かを——教會か彼等の住居からとれたけ隔つて居るかを確認せね

はならない。我々か引用したる前記書中に掲げられたる訓令には次ぎのことく言はれて居る、『諸君の調査の際、若しも諸君か毫も使用されたる形跡なき一つの立派な大形の聖書か麗々しく中央卓子の上に置かれて居るのを發見するならば、それは恐らく諸君の調査に對して消極的價值を暗示するものであらう。しかしながら、若しも使ひ古しの、而も多少破損さへもしたる二三の聖書若しくは宗教書か家内のあちらこちらに散在するの認められるならば、それはその家庭に於ける宗教的にして同時に知力的なる一つの活動を諸君に窺知せしめるものであらう』と。

ボネー・モーリー氏 (Bonet Marry) の研究に従へば、デンマルクの法律は五名の委員を以て構成せられたる保護委員會を組織する。そしてその中の三名は牧師たるべきものとされて居る。

一九〇八年イギリス少年法は少年の委託せらるべき人の宗教上の信仰を重要視する。

フランスに於ける少年犯罪の著しき増加の趨勢を説明したる後、前巴里保安課長ゴロン氏は、彼れ自身か決して一宗教家でないことを辯明しながら、尙ほ附言した、『一語にしてこれを盡すならば、年少者の犯罪は道徳的及び宗教的活動の不足にその眞の原因を有するものである』と。

家庭委託の極めて重要な一原則は不定期の形の下にこの處分を適用することである。一つの確定期間附處分は一つの一次的保護である。一つの不定期言渡は持久的保護を與へる。保護監督に附する處分は一つの長期の確定とは調和しかたい。それは我々か矯正術の性質を與へむとする一個の處分である……處分

はこの治療術の行はれる間繼續せねはならない。

また少年は或る矯正施設に收容されるよりも、寧ろ常に彼れの家庭又は或る他の家庭に委託されることを擇ふてあらう。實際に於て、殆ど凡ての未成年者は、彼等か裁判官の保護から解放されるに至るとき、若しくは彼等の兵役を終りて歸來するとき、彼等の收養親の下に留まらむとする希望を表白して居る。

III

最後に検討すべき點は、良好なる委託を見出すかためには、如何なる保障の下に、且つ如何なる監督の下にそれか爲さるべきかである。

良好なる委託先を見出すかためには、忠實なる調査員たちは凡ての都會に、また就中農村に通信員を有たねはならない。イギリス及アメリカに於ては、この事業の精神を克く理解せる一部の公衆か彼等の仕事を助成して居る。

『刑務所デー』(Prison Sunday)の制度は彼等のためにその事業を援助する、即ち或る定められたる日曜日は各種宗派の教會に於て、裁判所の審判に附せられたる成年者及び未成年者の道徳的回復の事業に於て彼等か果すことを要する社會的任務を信徒たちに説明するために献けられて居るのである。

例證の力はこの事業に作用する。家庭委託は散在的に發達して居ることか到るところに認められる。ペルギーに於ては、就中マルシユ郡に於て、コラール氏(Collart)の献身的努力によりて創られたる多數の

家庭委託會を存する。そしてこれ等の會は少年保護委員の任務に屬する監督上の巡視に便宜を與へて居る。

少年保護委員は、一度少年か委託されたる場合、彼れか學齡に在るときは、小學教員たちと聯絡を取らねはならぬ。義務教育制度は少年保護委員の仕事を單純化する。少年は工場に在る以外は、學校に出席せねはならない。

或る少年か保護監督に附せられる度毎に、一つの報告書によりてこれを學校長に通牒することを要するてあらう。少年はまた報告のために出頭すべく定められたる日に、擔當教員の署名ある通信簿を携帶して裁判官の許に出頭することを要するてあらう。擔當教員たちは同一の日に保護監督に附せられたる少年たちの出缺状態を保護監督委員に報告することを要するてあらう。何れにしても、我々か既にそれを指摘したかように、少年裁判官は少年の就學に關係を有する凡ての事項に就きて、特別の注意を拂ふことを必要とするてあらう。

就中、第四學級の課業は、保護監督委員によりて特に注意されることになるてあらう、何故なればこの課業は職業的才能を發達せしめるものてあらうし、そして職業的無才能は極めてしはしは浮浪の原因をなすものであるからである。第四學級に於て課せられる多くの小圖畫には緻密と正確とが要求されて居る。そしてこの正確と緻密とは教育上一個の重要な意義を有するものである。或る少年か緻密にして入念な

る遣り方で、また正確にして眞面目なる遣り方で彼れの仕事を爲す習慣を修得するとき、彼れは、同時に、彼れの約束に於て、また彼れの行爲に於て、良心と正確と眞面目とを現はす習慣を修得するものであらうことか期待され得る。若し未成年者か労働年齢に達して居るときは、保護監督委員は労働契約の諸條件を限定するてあらう。未成年者は如何なる場合に於てもこれを無報酬の労働に就かしめることは出来ない。そこには委託される家庭の長との間に未成年者に供給せらるべき衣食及び居室に就きて約定され、各日曜日に彼れに與へらるべき小使錢の額か一定され、貯蓄金庫に拂込まるべき労銀の額か決定されねはならない。未成年者の被服用品は彼れ自身に支拂ひを爲すよう慣らして行く必要を存することか經驗上實證される。少年たちはこれによりて被服をより大切にすることになるてあらう。また未成年者は一つの退職年金若しくは相互扶助金庫に加入することに習慣附けられねはならない。ドウ・モリナリ氏は言ふ、その意義か少年に理解されることなき單なる一個の抽象的思想のために少年に貯蓄を實行せしめるかことか遣り方は、これを避けることか肝要である。若しも彼れの自から協力する事物に少年を關心せしめ、且つその本質を成す節約の實效を彼れに會得せしめむと欲するならば、そこには、貯蓄の力と、それにより獲たる物か充當せらるべき種々の用途とを具體的實例によりて彼れに示すことか必要とされる。そこには貯蓄か目的としててはなしに、手段として彼れに理解されることか必要である。保護委員は未成年者の家庭委託を爲すに當りて道德的及び宗教的要素に就きて考慮する必要を存したとするならば、彼れは勢ひ少

年の屬する宗派の牧師と聯絡を取ること念とせねはならないてあらう。最後に、若し未成年者か一つの家族的ホームに委託せられたる場合には、このホームの收容人員か二十名以上に出てさること、並ひにそのホームの管理者か收養親と同一の諸保障を具備するものたることか必要とされる。ベルギーにはこれ等の半自由制度の下に於けるホームの若干を存し、そしてそれは何れも満足なる成績を擧げて居る。未成年者たちはこれ等のホームに宿泊し、外部に於て労働し、そしてこれ等のホームの維持費の一部を負担して居る。この委託形式は、彼等の生業を都會の近くに有つて居る未成年者たちに適合する。これ等のホームはその定員を制限されて居るかために、ホームの管理者は少年保護委員の機能を果し得る。一般的に、保護委員は家庭委託の事業に於て、この事業と調和する形の下に演ずべき一つの大きな役目を有つて居る。保護委員は未成年者の弱點を示すことなしに彼れを激勵し、或る娛樂を有つべき少年の自然的希望を満足せしめ、彼れか彼れの休日を何に利用すべきかに就きて彼れに有益なる忠告を與へ、彼れの信任を獲得することに努めねはならないし、そして如何なる場合に於ても、彼れ自身と少年との間に圓滑を缺き、衝突を來すかことか事態を生せしめることなきよう、常に注意せねはならないてあらう。

最後に、少年保護委員は各少年と彼れとの個人的諸關係に於て、少年の性格を構成する諸要素を發見するに必要な餘暇を有せねはならないてあらう。彼れは常に少年の有する潜在的諸能力に訴へ、事物に對する彼れの抵抗力を覺醒し、一つの果しなき熱心と一つの倦まざる忍耐とを以て、恰かも不可能であるか

に見える一つの任務の完成に精進し、そして彼れに取りては未だ嘗て一人の改善不可能なる少年もなかつたといふだけの牢固たる信念と不拔の勇氣とを以て凡ての新しい少年を迎へねはならないであらう。

結 論

家庭委託の發達を計ること。——それか可能であるかきり、常にこの處遇期間の專斷的確定を伴はざる保護監督制度の下に、裁判所の審判に附せられたるか若しくは或る矯正處遇に服する少年たちを彼等の近き若しくは遠き親族の家庭に、若しくは收養親の許に委託すること。——真正なる家庭委託を適用しかたき少年たちの間に選定せらるべき、收容人員二十名を超へざる多數の家族的ホームの創設を成すること。

IX

報告者 A. Scheurmann,

Directeur de la Maison d'Education (ou de l'Institution), Aarbourg (Suisse).

その少年たちの知力的、道德的及び肉體的教育に組織的に没頭することは、最も高貴にして且つ最も尊敬すべき義務として、凡ての國家に課せられて居る任務である。

家庭、教會及び學校は、或ひは國家と協力して、或ひは國家の監督の下に、この高貴なる任務を託せら

るべき定命されたる社會的存在である。肉體的若しくは精神的疾患に冒されたる我々の同胞たちは、慈善病院若しくは癲狂院に彼等の庇護所を見出す。しかしながら、社會及び國家の最も重要にして且つ最も高貴なる任務は、無教育のままに正道を逸し且つ一つの犯罪的経路に踏み迷ふ危険に曝露され、そして恐らくは最も幼少なる時期より既に犯罪生活に耽溺して居るような頽廢し、墮落せる年少者に對する公けの配慮である。

そこには、この年少者の墮落が最も力強く我々の全注意を要求するものなごか、益々一般的に理解されて來た。墮落せる少年若しくは邪路に踏み入つた少年を處遇する方法に關するかきり、問題は、決して彼れの爲したる害悪のために彼れを處罰し、若しくは彼れかそれに就き責任ありと認められたる罪を彼れに償はしめることに存し得るのではなしに、専ら一つの妥當にして嚴肅なる教育により彼れを改善することに存せねはならないのである。それ故に一つの刑事手續の進行中に言渡されたる凡ての刑は、言はは一つの教育目的に依憑せねはならないものであらう。かくのごとき一個の教育的處分の成功は、就中、受刑者の知力的及び道德的素質によりて條件附けられる。そこには、受刑者自からか彼れの刑の目的を理解し且つその結果を演繹することか必要とされる。それ故に、この場合、問題の本質は、まさしく一個の自發的教育に關するものである。

しかしそれにも拘らず、我々は、經驗上、自發的教育の成功は成年者に於て疑はしきものであることを

知つて居る。未成年者に於て、それは更らに不確實である。その知力的及び道德的諸能力が漸く發達の途中に在るにすぎないこれ等の年少者は、彼等の周圍に生起する凡ての事物に對して過度に敏感である。彼等は彼等の家族、親族及び交友によりて支配され、そして凡ての影響を感受し易い。従つて、彼等に對する教育は一つの力強い統御の手段と長き期間とによりてのみ成功する。この硬教育は、我々かしくはそれを確認するかように、知力及び意思の諸缺陷並びに諸種の心理的異常性を示して居る年少犯人に於てますます必要なものである。尙ほまた、その性格が毫も固定して居ない一つの未成年者に對して言渡されたる一個の刑は、一つの成年者に於けることは極めて異りたる諸感情を彼れに喚起するものであることを考慮の中に置かねばならない。従つて、未成年者に對する刑に關するかきりに於て、そこには決して一個の制度が確立され得るものではなく、反對に、年少犯人の知力的、心理的及び道德的諸素質に従つて處理されねばならないといふことになるのである。それ故に、そこに必要とされるものは個別的の處遇であり、そしてそれはまさしく我々を成功に導き得る唯一の途なのである。

上來説明せられたる諸觀念は、今日殆ど凡ての國に於て尊重されて居る。従つてまた未成年犯人に對する保護的手續は、殆ど到るところに於て、刑事的手續に優るものとされて居る。

この結果として、近代諸國家の刑法典は専ら未成年犯人に對する手續にのみ關係する特別の章を含むて居る。かようにして、我々は少年刑法の觀念に到達するのである。そしてアメリカ人は他の制度の多くに

於けるかように、またこの點に於て我々に好個の範例を與へたのである。

未成年者に對して未だ刑法典の中に一つの特別なる章が留保されて居ない諸國に於ては、未成年者に對する手續かそれを要求するだけの機能上の自由を裁判官が有し得るであらう形に、關係諸法律を擴張し且つ修正することによりて、この缺陷を補填すべく試みられた。

我々は特にスウィツルに於ける現狀に就きて考察する。今日、各州はそれぞれその固有の刑法典を有する。そして各州は判決の執行に關してまた等しく自律的である。同一の犯罪は二十二の主權州の各個に於て、別様に裁判され且つ處罰される。未成年者に對する訴訟手續に就きても、またそこには同様の異別性を存するものはあるか、しかしその何れに於ても等しく諸々の近代思想が認められて居る。そして未成年者を法律に準據して嚴正に處罰し、且つ彼れを一つの刑務所に拘禁する代りに、そこには、我々か上段に於て正にそれを指摘したかように、力強くその目的を追求する一つの教育手段によりて彼れに善良なる途を示すべく努力されて居るのである。上述せるスウィツルに於ける判決執行の不統一を除去するために、聯邦政府はスウィツル全體に適用せらるべき一個のスウィツル刑法草案を編纂せしめた（一九一八年七月三日のスウィツル刑法草案）。そしてこの草案に於ては、未成年者に對して特別の數章が留保されて居る。

この草案に従へば、「兒童」(enfance) は學齡即ち滿十四歳以下の年少者であり、「少年」(jeune)

ence)は十四歳以上十八歳未満の年少者である。そして十八歳以上二十歳までの時期は過渡期と看做されて居る。

この草案の主要なる諸題目の一つは、如何なる場合に於ても「児童」は刑事訴追の目的たり得ないことのそれである。「児童」によりて犯されたる罪に對して管轄裁判官の言渡し得る處分は、一つの譴責若しくは一つの停學處分に制限されてあらう。然しそれを必要と認むべき理由を存するときは、児童の教育はこれを権限ある官廳(後見官廳)の監督に附し、若しくは児童自身を一つの特別な教育施設に引渡し得る。

特に我々を興味附ける「少年」の訴追に就きては、上記草案第八十七條が引用され得る。

第八十七條。『十四歳以上十八歳未満の少年が輕罪若しくは違警罪として罰せらるべき或る罪を犯したるときは、裁判官は事實を確認し、且つ少年の肉體的及び精神的狀態に就き精確なる取調を爲すべきものとする。凡ての疑はしき場合に於ては、裁判官は更に一つの醫學的報告を請求することを要する。また裁判官は或る期間中少年を観察に附する處分を命し得るであらう』。

また草案第三百九十一條の規定するところによれば、「少年者」に對して開始せられたる手續は、少年裁判所、少年保護課、後見官廳のとき特別なる諸官廳に委託され得るのである。

加之、草案には更らに次きの諸規定が見出される。

第八十八條。『少年者か道徳的に遺棄せられたる者、道徳的に惡變せる者、若しくはかかる者たるべき危險狀態に在る者なるときは、裁判官はこれを一つの少年感化院に送附する處分を命すべきものとする。少年者はその教育に必要な期間、その施設内に留まるべきものとする。但し如何なる場合に於ても、その期間は一年を下ることを得ない。少年者か滿二十歳に達したるときは、これを確定的に釋放することとする。』

裁判官はまた少年者を或る信任を値する家庭に委託することを得べく、この場合、その教育は權限ある官廳によりて監督せらるべきものとする。若し、試験の結果、この處分が不充分と認められたるときは、裁判官は少年を一つの感化院に送附することを要する』。

第八十九條。『若し少年者の道徳的惡變か、その者を感化院に收容することを不能ならしめる程度に達せるとき、又はその者の犯したる罪が極めて重大なるときは、裁判官は、専らこの目的に充當せられたる一つの少年矯正院にその者を送附する處分を命すべきものとする。この場合、少年は、彼れが改善されるに至るまでこの施設内に留まることを要する。但し如何なる場合に於ても、その在院期間二年以下に降り、又は十二年以上に及ぶことを得ず』。

第八十八條か、自由なる裁量の下に、少年者を一つの家庭に委託する權利を裁判官に附與して居るのは、極めて重要であるかに考へられる。第九十條もまたこの未必性を許して居る。

第九十條。『裁判官は、施設責任者の申請に基づきて、何時にても或る少年者を一つの感化院より一つの矯正院に、若しくは一つの矯正院より一つの感化院に移送し得るであらう。』

裁判官は、施設責任者の申請に基づきて、何時にても一つの感化院に送附せられたる或る少年者を、或る信任を値する家庭に委託し得るであらう。この場合、その者の教育は権限ある官廳によりて監督せらるべきものとする。』

少年者に對して開始せられたる訴訟手續に於て、如何に大なる自由處分權を有するかを示すために、我々は「兒童」及び「少年者」に關するスウィッツル刑法草案中のこれ等の數條を引用した。即ち場合と情状とに應じて、裁判官は一つの譴責處分を選び若しくは十二年を超へざる期間、或る教育施設、即ち一つの感化院若しくは一つの矯正院に送附する處分を命ずるのである。また他方に於て、裁判官には兒童若しくは少年者を一つの家庭に委託する權利か與へられて居るし、而かもまた裁判官は、或る施設責任者の申請に基づきて、一つの感化院に送附せられたる或る少年者を一つの家庭に委託し得るものとされて居る。これ等凡ての矯正處分は、犯罪の前後に於て少年者に就き見出されたる諸般の情状、彼れの心理的及び道德的素質、感化院に於ける彼れの行狀等を斟酌して決定せらるべきものである。管轄裁判官はこれ等の處分を決して確定的に言渡さない。何故なれば、少年者の行狀並ひにその後に於て彼れの爲す觀察と經驗とに従ひて、彼れは初めの言渡を一つの又は他の意味に於て更正し若しくは變更する諸種の手段を有つて居るか

らてある。我々はそこに、少年者に對する訴訟手續に極めて克く適合せる一つの累進的制度を認める。草案に於ては、また等しく各條件附釋放の處分が豫定されて居るは、固より言ふまでもない。

しかしながら、釋放せられたる少年者は一つの輔成に附せられる。そして彼れの釋放は、彼れか與へられたる自由を濫用せず、且つ或る期間中（例へば一年）彼れの行狀に就きて課せられたる諸規則を遵守したる場合にのみ確定的となるのである。

若干のカントン、就中、チューリッヒ、サン・ガール、バドル・グイル、ベルン、ヴォー、ジュネーブ、ニューシャール等のことき大都市カントンは、未成年者に對する訴訟手續に留保せられたる諸修正を施すことによりて、その刑法典を擴張した。しかしながら、その何れに於ても、裁判官は、恐らくはパール・グイルを除くの外、少年者に對する訴訟手續に於て、スウィッツル刑法草案中に豫定せられたるたけの自由を有するものではない。

委託に關するかきりに於て、一個の不動的原則を確立するのは謬りであるかに考へられる。それは未必態から未必態に解決せらるべき一問題である。例へば、若しも年少犯人の犯したる罪か彼れの家庭に於ける諸般の缺陷によりて誘發せられたるものなることが明白であつて、而かも彼れ自身には尙ほ未だ墮落の認むべきものを存せないとするならば、この場合彼れの改善を達成するかためには、一般に、彼れを或る他の家庭に委託することを充分とするであらう。犯行當時まで別に批難すべき行狀を存せず、ただ或る異

常なる出来事の影響の下にその罪を犯したるに止まるもの、そして言ははそれを知ることなしに、また彼れ自身敢てそれを欲することなしに、犯人となりたる少年者に對しても、また同様である。或る猥褻罪若しくは姦淫罪の場合に於て、若しも——しはしはその例を見るかように、——それか相手方たる異性の側から進んで少年者を挑發誘導したるものなるか、或ひは少年者か殊更放縱であり若しくは墮落して居るといふ譯けてはなしに、單に或る一時的情緒の發動によりて行動したるものなるときは、また一つの家庭委託が要求されるであらう。

他方に於て、若しも少年者か道徳的に遺棄せられ且つ惡變せるものであるか、若しくは、重き遺傳的諸缺陷を示すものであるならば、この場合、彼れは常に一つの施設に送附されるの外はないであらう。何故なれば、かくのとき不良分子の育成の任に當らむとする家庭を見出すことは殆ど不可能であらうからである。同様に、凡ての繼續的仕事を頑強に拒むかとき少年者は一つの施設に委託されねはならないであらう。

或る施設への收容は心理的見地からもまた是認される。豫審判事は一つの訴訟手續の進行中に、必ずしも常に少年者の道徳的素質、精神の變調及び精神的諸疾患を——假令一つの精神病的報告を徴したにして——認知し得るものではない。或る施設の官憲の手によりて爲されたる繼續的觀察と幾多の經驗とは、極めてしはしは、未成年者に對して決定的處分を取るための基礎となるべき必要なる資料を供給する。そ

してこれを待つてのみ、凡ての諸條件の考慮の下に、少年犯人を一つの家庭に委託すへきか、或ひは確定的に一つの感化施設に收容すへきかに本質的に決定され得る譯である。或る施設から或る家庭に移す處分及びその反對の處分は、凡ての教育の成功を期する上に於て、しはしは決定的である。

少年犯人はこれを一つの施設に收容するよりも寧ろ一つの家庭に委託することを以て、我々は原則としてより優れるものと思へるものではあるか、しかしながら、この場合我々の惧れるところは、これ等の年少者を收養する好意と能力とを有する家庭が果して充分に見出されるであらうかである。然るに、經驗上我々の知るところによれば、不幸にして、實際、適當なる家庭を見出すことは益々困難となりつつあるのである。

善良なる家庭的精神、彼等の子女に對する父母の連帶感情及び義務觀念、父母に對する子女の孝道——一つの理想的家庭生活に於けるこれ等凡ての要素は、今日殘酷にも、物質生活の重苦しき影響の下に惱むて居る。父母の權威は餘りにも速かに消失する、そして子女たちは既に幼時から獨立的に感して居る。従つて、兒童及び少年の家庭委託に就きては、諸般の慎重なる用意が必要とされる。そこには、決して財政的見地か余りに重く見られてはならないであらう。

何れにしても、兒童若しくは少年者はこれを大都會に於ける家庭に委託するよりも、寧ろ或る小都會若しくは農村の一家に委託することか、より望ましきこととされる。從來爲されたる考察と經驗とからし

て、後見、保護乃至委託を任とする諸官憲は、墮落せる兒童及び少年者を收養するに堪能なる若干数の家庭を常に確保し得ることか必要とされるであらう。而かもまた極めて重要な點は、少年が彼れ自身の家から出來得るかきり遠く隔りたる——従つてまた彼れの古き交友たちとの接觸の機會なき——地に委託されるであらうことである。

以上の所論から、結局、我々は次きの諸點を要請せむとするものである。

- (1)、裁判官は少年者を單にその犯したる罪に就きて處罰すへきてはない。裁判官は、就中、年少犯人に自ら改善の機會が提供される一つの適切なる教育を彼れに供與する方法を究めねはならない。この目的を達するかためには、最も大なる自由が裁判官に與へられることを必要とする。ここに少年者と稱するものは十四歳以上十八歳未満の年少者である。
- (2)、少年犯人はこれを懲治監又は成年者に留保されたる諸施設に收容することは出來ない。
- (3)、少年者に對しては、教育的諸施設、即ち彼等の趣味に應じて一つの生業を修得し、若しくは農事又は家事の作業に熟達する機會を被等に提供する感化院及び矯正院が留保される。
- (4)、執行權を有する官廳は、少年者の從來の生活、犯罪の態様及びその行はれたる諸情況、少年者の肉體的及び道德的諸性質を斟酌して、年少犯人を一つの施設に收容する代りに一つの家庭に委託し、又は

家庭から彼れを一つの感化施設に移し、若しくはその反對の處分を爲す權利を有たねはならない。

- (5)、一つの少年犯人の教育に任する人々に課せられる大なる責任から考へて、これ等年少者の委託のためには、極めて評判のよき、而かも被保護者を家族の一員として收養せむとする品位ある家庭のみを選定することか、嚴正に要求される。この場合、財政状態か選定の主たる觀點とされてはならない。

- (6)、或る家庭に委託せられたる少年者又は或る感化施設に收容せられたる少年者は保護若しくは後見官廳の繼續的監督の下に置かれねはならない。

報告者 J. Klootsema

Director de la Maison d'éducation correctionnelle pour garçons, Doetinchem (Hollan-

一九〇一年二月十二日の所謂る少年行刑法か一九〇五年十二月一日に實施せられたるとき、オランダ政府は豫めこの法律の執行に必要な凡ての處分を取つて居た。そこには、また同法第三條及び第二十一條に準據する一勅令が含まれて居た。そしてこの勅令は、輕罪又は違警罪に因りて政府處分に附せられたる

未成年者(所謂『政府少年』“enfants du gouvernement”)若しくは父母かその親權を剝奪せられ又はそれを喪失したる場合、或る保護會の後見に附せられたる未成年者(所謂『後見少年』“enfants de tutelle”)の委託に關する處分を包含したる一つの一般的規則を定めたるものである。上記の所謂『政府少年』及び『後見少年』の監護に任することは、敢て政府單獨の責に屬するものでもなければ、また況してや民間保護會のみの責に屬するものでもなく、この配慮は國家と民間諸團體との間に於ける一個の協力の問題であることか——加之、この點は上記勅令に於ても等しく明認されて居る——所謂『少年行刑法』の原則とされて居るだけに、これ等の處分はますます必要であつたのである。

そしてこの協力は、要するに、次きの點に存するものと言ふことか出来る。蓋し私人の監護は、民法上の人格を有する諸團體であつて、且つそれ等の團體かこの監護に任する準備を有することを宣言し、而かもこの準備が國家によりて承認せられたる上にて、國家の補助金の支給を受ける諸團體によりて行はれるものなごとか、即ちそれである。加之、國家とこれ等諸團體との間の關係は諸種の規則によりて整頓された、そしてその結果、國家はまたこれ等未成年者に對して爲される監護の一部分を直接に分担することになつた。しかしそれにも拘らず、この國家の監護は、それか「後見少年」に及ふかきりに於て、極めて一時的のものであり、そして單に特別なる諸事情と關聯してのみ與へられるにすぎないものであることを注意せねばならぬ。何故なれば、オランダに於ては、國家は未成年者の後見人となる譯けには行かないし、

そしてそれは一つの裁判上の決定によりてその父母の親權を奪はれたる場合の未成年者に就きてもまた同様だからである。國家の直接監護にしても、またそれは主として「政府少年」に關するものであり、そしてこの監護は専ら諸種の施設に於てのみ行はれるものである。然るに、私人の監護は、これ等の施設以外に、一つの勅令又はその他の立法處分によりて特に定められたる規則に従ひて、家庭に於て行はれるものである。

これ等諸規則の性質に就きて詳説する前に、少年行刑法を適用するためにこの法律の施行期に先ちて取られたる諸種の處分中には、またブダペスト國際行刑會議の當時に説明せられたる意味に於ける一つの觀察所の施設 (établissement d'observation) を存したことを確認せねばならぬ。上記國際會議にオランダの側から提出せられたる觀察所の施設に關する一つの報告に於て既に通告され得たかように、司法大臣は、アルクマール矯正院 (maison de correction d'Alkmaar) の一部を「觀察所」と「接受所」 (établissement de réception) とに使用し得るようこの矯正院の模様替へを爲すことを目的とする一法律案を下院に提出したのであつた。その後、この觀察所はドゥティンヘム (Doetinchem) に移された。そしてこれと共に、また若干の特別觀察所が設置された、しかしその目的は多少異つたものであつた、何故なれば、これ等の特別觀察所は、就中、被告の責任能力に就いての裁判所の判斷に資する精神検査を目的とするものであつて、直接に、觀察やその結果としての分布——一つの「接受所」に於て行はれて居るかような、またブダ

ベスト會議に於て考へられて居たかような——の性質を有つて居るものではないからである。

またドゥティンヘムの少年觀察所(男子)は次きの諸目的に供用されるものである。

(a)、政府がそれに對して未だ他の方法を用ひなかつたものであつて、而かも再教育の目的に於て或る家庭又は或る民間施設に委託する必要を存すべき、若しくは更らに諸種の政府施設の間に分布する必要を存すべき「政府少年」の觀察のために、

(b)、私人の監護に於て(或る家庭若しくは或る民間施設に於ける教育)若しくは一つの條件附釋放に於て諸種の困難を惹起し、従つてその處分の取消又は停止を必要ならしむべき、且つ必要に應じて他の處分を取る必要を存すべき「政府少年」の觀察又は再觀察のために、及び

(c)、彼等の惡變せる執拗なる性格によりて彼等の後見の任に當れる保護會に諸種の困難を惹起し、これかために、その目的に於て設置せられたる一つの施設内に彼等を委託し、以てその施設の觀察に附し且つその特別處遇を受けしむる必要を存すべき「後見少年」のために「註一」。

「註一」・加之、ドゥティンヘム觀察所には、低能なる「政府少年」の處遇及び觀察を目的とする一つの特別施設が附設されて居る。

尙ほこの場合注意せねばならないことは、オランダに於ては、國家の後見か認められて居ないことであり、従つて、一つの國立施設に於ける「後見少年」のこの一時的委託は後見自體の性質に何等變更を來す

ものてないことである。

尙ほそこに取られる處分に言及する前に、第一に反覆注意すべきことは、「政府少年」又は「後見少年」の監護の任に當る保護會かこれ等の少年に對してこの監護に任する準備を有することを宣言し得るかためには、そしてこの準備を國家によりて承認せられたる上にて、國家の補助金を支給され得るかためには、これ等の保護會は民法上の人格を有するものたることを要することである。

一九二〇年に於ける財政的窮乏状態にも拘らず、尙ほ一般的に一つの補助金か保護會に交付された。法律によりて豫定せられたる通常補助金は一人當り及び一日當りの方法に於て決定された。そしてこの規定は各種施設に於ける教育の場合にも、また家庭に於て爲されるその場合にも、一樣に適用されるものである。

滿十八歳に達したる者に對しては最早補助金を支給せざることか原則とされる。これに反して、或る病的體質又はその他の特殊事情に基きてその監護に特別な費用を必要ないしめる者に對しては、補助金を増額し得るものとされる。しかしながら、補助金に關する現行規定は、國家の歳出豫算の緊縮に基づく一時的性質のものであり、従つてその額は將來に於て増加され得るものである。

この補助金規則を適用するかためには、補助金か有効に費さるべき諸般の充分なる保障に就きて國家の定めたる諸條件か家庭委託によりて充實され得るものたることを必要とするのは固より言ふまでもない。

第一に、そこには、家庭の衛生状態か收養すべき少年の健康に對して危険を現出せざることを證明する醫師の證明書を提出することか必要とされる。かくのことき一つの證明書の提出なしに收養契約を締結することは禁止される。加之、この契約は、待遇、教育等の方法に關する諸條項を包含する、そしてこの契約の謄本は司法大臣に送附されねはならない。就中この契約に於て要求される事項は、居室の清潔なること、家屋か居住者の員數に相當せる充分なる廣さを有すること、各委託少年か各別に一個の相當なる單獨寢臺を有すること、委託少年は如何なる場合に於ても彼れの實力に相應するより以上の勞働又は用務を課せられないであらうこと、彼れは家庭の利得のために使用され得ないであらうこと、並びに彼れは彼れの教育上の利益のために許され得べき奉仕以外の家事に使用され得ないであらうことである。十四歳に達するまで、委託少年は初等教育を、十四歳より十六歳に至るまで成年者に對する或る課程若しくは或る種の類似教育を受けねはならない。普通教育を進行するに適せざる委託少年には一つの特別教育を課せねはならない。規定の年齢に達したる時期より、委託少年は被等の素質と被等の性向とに適合せる一つの生業を修得することを要する。この目的のために、彼等は或る保護者の許に於て徒弟教育に附せられる。宗教教育に關しては別に特別の規定を存せない。しかしながら、通常、委託少年たちは彼等の父母のそれと同一の宗教を奉ずる家庭に委託される。そしてこの點に於ては、更らに、出来るだけ父母の希望を尊重すべきものとされて居る。

固より、「後見少年」及び「政府少年」の凡てか必ずしも一つの家庭に委託されるに適して居るものではないことは明白である。精神病的體質を有する少年及び低能少年に對して、それを委託すべき適當なる家庭を見出すことは困難である。しかしそれにも拘らず、彼等の中の温和なる者に對しては、必ずしも絶對的に家庭委託か排斥されて居る譯ではない。成熟期の展開はまた種々の困難を招來し得る。これに反して、幼少なる「後見少年」は、能ふかきり、常に一つの家庭に委託されるであらう。學齡期（小學校）に在る「後見少年」及び「政府少年」は、例外は別として、一般に、同一方法に於て委託され得る。一つの適當なる家庭の詮索は、少年に就きて與へられたる諸般の情報に従ひて、教育を託されたる保護會によりて爲される。少年たちが觀察所を去るに當りては、豫しめ保護會に一つの精神検査書か送附される。この外、保護會は國內の各方面にその地方民に相識ある多くの代表者を有する。かようにして、保護會は廣く適當なる諸家庭を選定し若しくは保留し得ることになり、また同時に諸種の教育施設と少年に教習される職業又は生業の經營者とに關して必要な情報を受け得ることになるのである。

家庭に於ける教育に對して國家によりて行はれる監督は、國家の行刑教育監察官とこの目的のために設置せられ且つ少年行刑法の適用に於て司法大臣を輔佐する一つの上級監督委員會 (College général de Surveillance, Assistance et Avis) の委員によりて爲される。加之、そこには更らに、その任務を一個の訓令によりてより廣く決定せられたる多數の特別官吏を存する、そしてこれ等官吏の任務は主として 行

督の實行に存するものである。そこには、全國を多數の少年管區に分割することによりて、これ等官吏の任務をより集約的たらしめる一つの組織が望ましくこととされるであらう。「註二」。

「註二」、かくのことと一つの組織を創設するために、そこには既に幾多の處分が取られて居る。

教育的方面に關する事項として、先づ第一に注意すべきことは、この點に於て重要な凡ての事項を、司法大臣の指定したる一つの雛形に從ひて規則正しく記録すべき義務が關係保護會に課せられて居ることである。この外、保護會は等しく司法大臣によりて指定せられたる雛形に從ひて委託少年の人物に就きて一つの記述を爲す義務を有する。そしてこの記述には、遺傳關係並びに現在及び過去に於ける委託少年の肉體的及び道徳的健康状態に關する諸種の與件が含まれることになるであらう。若しも問題の少年か前に國立行刑教育施設に收容されて居たものであるとすれば、この人物調査書は既にその當時に作成せられ且つ保護會に交付されたことを必要とする。同様に、それか「政府少年」に關する場合、また訴訟記録の抄本か保護會に交付される。またそこには「政府少年」及び「後見少年」の監護者たちの使用に供する目的に於て、これ等の少年の教育に關する凡ての種類の實際的意見を包含する一つの「便覽」か、上記「上級監督委員會」によりて編成された。就中家庭に於ける少年教育に關する諸考察を包含するこの委員會の報告書か公刊されるであらうことは、教育的處遇に對して更に極めて有益なることであらう、蓋しかくのことと刊行は、就中それか定期に規則正しく行はれる場合、家庭に於ける教育に必要な指針を與へることになるであらうからである。

これ即ちオランダに於て、家庭委託による教育が依つて統制せられたる諸原則の概要である。しかしながら、問題は尙ほこれを以て竭されて居るのではない。更に一般的に主張され得ることは、一つの家庭に於ける教育と一つの施設に於て行はれるそれとの間の聯絡が常により密接となり、而かも常に迅速にして且つ容易であることとを必要と存するであらうことである、何故なれば、或る事情の下に於て、家庭そのものの教育は、就中少年者成熟期に於て、一朝一夕にしてその解決を期しかたき様々の性質の困難を生せしめ得るからである。そしてこの點は少年に對しても少女に對しても同一であるか、しかし後者に對して、問題は更らにより複雑である。何故なれば、現時、或る職業の選定とそれの準備とは一少女に對して常に制限されて居るからである。而かもまた少年たちに取りても或る職業の選定は極めて重要な一事である。この點は將來更らにより大なる關心事とされねはならないであらう。

この教育の二つの形式の間に存することを要する密接にして且つ容易なる聯絡の上からして、施設に於ける教育か、單にこれ等施設の整頓の様式に關してはかりてはなく、更らに處遇に關する點に於ても、また等しく家庭に於ける教育に妥當せねはならないのは、極めて踏安き歸結である。加之、また一つの教育的見地に於ても、一つの施設に於ける教育か一個の家庭的性質を有たねはならないのは、殊更解説するまでもなき自明の事柄であらう。

XI

報告者

Ferdinand Zajicek,

Docteur en droit, (conseiller supérieur au Tribunal Commercial de Prague.

そこには犯罪の諸種の原因を存する。そしてそれは就中、犯罪への内在的傾向、情癖若しくは情欲、貧困及び個人をして善悪、正不正を判別すべく無能力ならしめる道徳的諸性質の欠缺である。教育が人間に取りて極めて大なる重要性を有するものたることは明白である。何故なれば、今日の人類社會に於ける道徳の諸原理は決して人間に内在して居るのではなしに、それは後天的に人間に印刻されることを要するものであるからである。そしてそれは何れの種族の間に於ても、何れの民族の間に於ても、また何れの國家の間に於ても等しく妥當する一個の普遍的公理である。教育は少年時代に於て成功の最大可能性を有すると共に、また最大の必要を有する。或る少年の一つの不良なる教育若しくは教育の欠乏が犯罪に極めて大なる影響を有し得ることは極めて周知の事實である。

それ故に、犯罪を防遏するかためには、またこの原因を考察し、且つ如何なる方法によりてそれか回避され若しくは緩和され得るであらうかを研究する必要を存する。

少年たちの教育か、第一にその對象に關して、教育學の一問題であるのは極めて當然である。しかしそれにも拘らず、教育の諸効果と教育の助けによる豫防の問題とに關するかきりに於て、少年の教育は刑事學に取りてもまた等しくその價值を有するものである。かよにして、若しも我々か一個の教育的手段たる家庭教育によりて、刑事學に於て産出せらるべき諸結果を達成せむと欲するものであるならば、我々の報告中に純教育學的諸問題を脱却することは固より不可能であらうか、しかし、我々は専ら、それか如何なる點まで刑事學を興味附け得るかの觀點から、我々の報告の對象を考察するであらう。

少年たちは彼等父兄と學校とから彼等の教育を受ける。家庭教育は全教育の基礎である。家庭教育の欠乏は補充されねばならない。そしてそれは二つの方法によりて爲され得る、即ちその一つは或る他の家庭に於ける教育であり、他は特殊諸施設、詳言すれば、孤兒院、教育的若しくは矯正的諸施設その他に於ける教育である。

我々の問題に關するかきり、その何れか最も有利であるかを知るために、家庭教育の諸効果と性質とを諸施設に於ける教育と比較する必要は存せない。しかしながら、私の觀るところを以てすれば、若干の場合に於て、立法者は或る他の家庭に於て強制教育を爲す處分を取るべきものとして居るのである。従つてここには先づ如何なる場合にこの處分か取られねばならないか、また如何なる方法によりて、或る他の家庭に少年を委託する決定か實行されねばならないかの點を検討する必要を存する。

第一に考察を要する點は、如何なる場合にこの處分が適用されねばならないかである。それは就中次の二つの場合に存する。

- (1)、教育の缺乏の結果、既に現行法律に對する一つの違反行爲を犯し、且つ裁判所の審判に附せられたる少年に關する場合、若しくは、
- (2)、(1)に記載せられたる條件を存せざるも、尙ほこの條件が實現され得べき懼れを存し得る少年に關する場合、

第二の場合に於ては、これ等の少年を確認する諸般の手段を存せねばならない。

理論的見地に於てはこの二つの場合に於ける區別は全然外面的である、蓋し、兩者の差異は、要するに、第一の場合に於ては、缺乏せる教育の結果として一個の法律違反が惹き起されたものであるのに反して、第二の場合に於ては、この危険が尙ほ潜在的であつて、而かも少年が裁判所の審判に附せられなかつたてあらうのは、しはしは全くの偶然事實に過ぎざることに存するからである。我々は上記處分を適用すべき諸原則を指示するに當りての實際的諸理由の下にのみ、この區別を考慮するであらう。

我々は、一つの適當なる教育を受けなかつた少年たちを他の家庭に委託することか妥當と認めらるべき場合を検討するであらう。

これに屬するものか彼等の父と彼等の母とを失ひたる少年たち及び彼等の母を失ひたる私生子たちであ

ることは疑ひない。この兩者の運命は何れも悲惨である。しかしながら、後者の部類に屬するものの地位は遙かにより悲しむべきものである。彼等の父と彼等の母とを失ひたる嫡出子か一般的に彼等の家庭に於て彼等に教育を與へる近親者を見出すのに反して、彼等の母を失ひたる私生子たちは最も不良なる運命に曝露され得る。彼等の必要を充す彼等の母を有する私生子たちですらも尙ほ彼等の不嫡出たる事實によりて多く惱まされて居るのは極めて周知のことである。彼等の環境と彼等の朋輩たちは輕侮と偏見を以て彼等を遇する。そしてそれは強情や復讐心等を彼等に植附け、また不良なる諸性質の發達を助成する。

彼等の母を失ひて、而かも墮落のままに放任されたる私生子たちの悩みに至りては益々著しい。彼等の唯一の近親者たる母の親族は、一度母の死したる後は、彼れの運命と凡ての機會的影響とに任せられたるその子との凡ての聯鎖を斷絶するの常である。假令少年はこの時期までは未だ墮落して居なかつたにしても、しかし——彼れを道德的に援助し且つ彼れの教育を爲し得る人を有たない——彼れは尙ほしは善惡の間の差別を知らない、そして彼れの幼少時代に一つの眞面目なる基礎を與へられなかつた彼れは、生長するに及んで、社會に對する一つの危険を構成する。それ故に、彼等の教育のために選定せられたる家庭に委託されねばならないであらうものは、彼等の母を失ひたる私生子たちである。

それが彼等の父と彼等の母とを失ひたる孤兒に關する場合には、先づ第一に、我々は或る親族の家庭に彼等を委託することに努力すべきであらう、そして若しも彼等がかくのごとき親族を有せざるか若しくは

かくのとき委託が可能でないを考へられる場合には、彼等は彼等のために失はれたる家庭を補充し得へき他人の家庭に委託されねばならないであらう。若し然らざるに於ては、彼等の運命は、結局、前段説明したる私生子たちのそれと同一である。

他人の家庭に於ける教育に宿命附けられて居るものか、彼等の母を有たない私生子たちと親族の家庭に委託することの不可能なる父及び母を有せざる嫡出の孤兒たちであるのは疑ひなきことであらうと考へられる。

第二の部類に編入されねばならないものは、彼等の両親、若しくは尠くとも彼等の父又は彼等の母を有するも、而かも尙ほ彼等の親権からこれを脱せしめて或る他の家庭に委託する必要を存する少年たちである。この場合に於ては、それか一つの極めて面倒な手續に關するものであることを否定する譯けに行かない。蓋し自然的原則と法律的諸準則とに従へば、父母は肉體的及び精神的見地に於て彼等の子女に教育を與へ、且つ彼等の子女が彼等自からに彼等の生活を規正する能力を獲得するに至る時期まで彼等の生活の様式を決定する権利を有する。そしてそれは、凡ての他の権利と等しく、決して謂はれなく制限されてはならない、言ひ換へれば、より大なる諸利益がそれを要求する場合の外は決して制限されてはならない一つの権利である。しかしながら、固より、この権利には、彼等の子女に適當なる監護を取り、彼等を善良に訓育し且つ彼等の福祉と彼等の將來とを要求するところの凡てのものを彼等に供與する父母の義務が對

立して居る。若しもより優越なる實在としての國家が法律によりて保障せられたるこの自然權を害する決定を取つたとするならば、この決定は、その子の利益並ひに一つのより優越なる實在の利益によりて充分に基礎附けられたものであることを要する。

次に考察の必要を存するものは、この處分が如何なる場合に實行されねばならないであらうかの點である。それには二つの場合を存する。即ちその一つは父母が彼等の子女を育成する能力なき場合であり、他は父母がそれを欲せない場合である。

父母が彼等の子女を育成する事の出來ない場合、その原因は、(1)、父母に存し、(2)、子女に存し、若しくは、(3)、外部の諸事情に存する。

(1)、父母は彼等自身に由來する諸原因によりて彼等の子女を育成し得ない。

その理由は極めて多様で在り得る。多數勞働者の家庭に於て、父及び母が、概して或る工場に於て、若しくは自宅外に於て行はれる他の生業手段によりてその生活を維持し、かくて終日不在を餘儀なくされて居るのは、極めて頻繁に見られる一事實である。かくのとき場合に於て、固より託兒所のことき若干の慈善的施設を存するとは言までもない。しかしながら、これ等の施設は、その必要を有する凡ての兒童を收容し得るほど爾かく多數ではないし、加之、これ等の施設はまた就學の義務ある兒童たちを收容するものではない。これ等の就學兒童たちは學校時間中は、彼等が怠業する場合を除く外（彼等の父母の

何れもか彼等を監督し且つ彼等の通學を強制し得ないであらうか故に、自然彼等の欠席怠業は免かれかた
い、學校内に彼等の庇護所を見出す譯けてある。しかしながら、假令彼等か通學して居る場合でも、放課
時間後は、その家に父も母も居る譯てなく、また別に他の庇護所を存する譯けてもないとすれば、少年た
ちは全く彼等自身に、彼等の赴く街路の影響に、そして不良なる仲間たちの影響に委せられて居る譯けて
ある。この場合、かくのとき少年たちは如何なる家庭教育をも受けることなく、そして學校教育は、假
令彼等かそれを受けるにしても、學校外に於て彼等の委せられたる不祥なる諸影響によりて抹殺されて了
ふ譯けてある。

父母か二人ながら自宅外に於てその生業に従事し、且つ彼等の子女の教育に彼等の力を傾注し得ないといふ事情は、疑ひもなく、彼等からその子女を奪ひて、これを或る他の家庭に委託することに存する處分を取るべき理由となすに充分でない。しかしながら、少年たちの將來か脅威されて居る場合、そして彼等か道徳的破滅に委せられて居る場合、また彼等の肉體的發達か危険に曝露されて居る場合、そこには、疑ひもなく——凡ての情況に關する一つの調査を経たる上にて、またこの害惡を救済すべき他の方法の存せざることを確認したる上にて——少年たちを彼等の父母の親權から脱せしめて、そこに缺如せる教育を彼等に與へ得べき或る他の家庭に彼等を委託することか望ましかこととされるであらう。この調査の結果、父母か彼等の子女に一つの善良なる教育を與へ得ない他の一つの場合は、父母か個人的に肉體的若しくは

は精神的諸資格を缺如せることによりて、かくのとき教育を與へる能力を全然有つて居ない場合に現出する。蓋し、そこには、それか全然教育的活動を阻却する一つの精神病に關する場合は勿論、更らにまた、父若しくは母か或る肉體的疾患の結果、彼等の子女の育成に任することの不能なる場合を生し得る。或る精神病に冒されたる父母たちは、しばしば、彼等の疾患を認知しないか、若しくはそれをかくのとき疾患とは考へて居ない一つの環境内に生活する（ヒステリー、輕度の痴愚等の場合）。然るにかくのとき場合に於ける彼等の疾患は彼等の子女の教育の上に異常なる影響を及ぼすものである。加之、この場合、かくのとき父母より出てたる子女たちは彼等の精神組織中に疑ひもなく遺傳的諸缺陷を受け繼いで居るものであるだけに、そして彼等は寧ろ一つの特別教育の必要を、また彼等の父母か彼等に與へるべく無能力なる一つのより周到なる注意の必要を有するものであるだけに、その影響はますます甚大なのである。蓋し、この場合、父母は彼等自から既に遺棄状態に在るものであり、そして彼等は文盲者なるか若しくは道徳的缺陷者、犯罪者、賣淫者等であるからである。彼等の子女に正直なる市民となり、また社會の有益なる成員となるべき一つの道徳的基礎を與へることかかくのとき部類に屬する凡ての父母に取りて不可能であるのは明白である。否寧ろ反對に、若しも彼等の子女か彼等の權力と彼等の影響とから引離されなかつたならば、彼等か法律の違反者として、また社會秩序の脅威として生長するであらうことは、極めて蓋然的である。就中、それか犯罪者と賣淫者とに關するときは、彼等の逮捕に當りて、彼等か子女を

有するか否かを確認し、且つ如何なる方法によりて彼等子女の教育に備へべきかを考へることか常に必要とされるであらう。法律に豫定されたるより重き罪に基く有罪判決の場合に於て、その有罪判決に附加せられたる公民権の剝奪は、子女の教育に任する権利の喪失を含まねはならないであらうし、また裁判所は管轄官廳（後見裁判所）に於て子女たちを彼等の環境から引離し且つ彼等を一つの善良なる家庭に委託する處分を取るべきことを命ぜねはならないものであらう。

またそこには、父母かその子に教育を與へるべく無能力なる場合、言ひ換へれば、度を過したる一つの溺愛のために、また彼等か親として有する彼等の義務を正當に理解して居ないかために、その子に一つの適當なる教育を與へることを怠ることによりて彼れを不良に導いて居る場合の若干を存する。父母か彼等の子女の凡ての希望と凡ての氣まくれとに聽従する場合、及び彼等かたまたま盲目的に、無思慮にその子女を愛撫することによりて彼等を甘やかして居る場合か即ちそれである。少年たちか、例へば狂暴性、狡猾、虚言、貪欲等によりて、遺傳的若しくは習得的の犯罪的諸傾向を現出して居る場合には、我々の今説明したような無理解なる教育方法か、少年を犯罪的意味に於て生長せしめる原因たり得ることは明白である。そしてこの理由のために、この場合に於て、この害惡を回避するために、また上記の處分を適用すること、言ひ換へれば、少年たちを教育する權利を父母から剝奪して、彼等を一つのより適當なる他の家庭に委託することか必要とされるであらう。

かようにして、我々は、父母か彼等自身に固有なる諸原因のために、彼等の子女を育成する能力なき主要なる諸場合を盡したかに考へる（固よりそこには尙ほこの部分に附加すべき若干の他の諸原因が見出され得るであらうことに疑ひはないにしても）。

(2)、父母は彼等の子女に存する諸原因のためにその子女を教育することか出来ない。

それか一つの肉體的若しくは精神的缺陷に原因する異常少年に關する場合の大多數は、即ちこの部類に編入されるであらう。肉體的諸缺陷に關するかきりに於ては、例へば瘖啞者、盲者等か引用されねはならない。しかしながら、就中問題とされるものは、精神的諸缺陷、諸種の精神的異常性に關する場合である（痴愚、統覺及び精神的發達に於ける變調その他）。かくのとき諸般の障礙を克服し、且つ刑罰法との抵觸から少年を保護し得べき一つの教育を與へるかためには、彼等の父母たちに徹底的諸知識か必要とされるであらう。しかしながら、少年か委託せらるべき他の諸家庭の大多數に於て、かくのとき資格を備へたる人々を見出すことは極めて困難であらう。従つて、この理由のために、専門家たちによりて管理せられ、且つ少年の屬する各範疇毎に各別に設備せられたる特殊諸施設か彼等の教育のために最も適切なるものとされるであらう。かくのとき諸場合は、所謂る家庭委託に適合しない。それ故に、これ等の部類はこの場合の考察から除外されねはならない、何故なれば、それは我々の報告に取りて何等重要性を有するものではないからである。

(3) 原因は父母及び少年たち以外に存する。

この原因は第一に父母若しくは彼等の子女の生活する環境である。住宅の缺乏とその高價によりて、市民が住居に關する彼等の必要を極端に制限すべく餘儀なくされて居る大都市に於ては、極めてしは、精々一家族を收容すべく定められたる一住宅内に二家族若しくはそれ以上が同居せざるを得ない結果を生して居る。この場合に於ては、同一の居室内に、性を異にし、年齢を異にし且つ性格を異にせる多數の家族が雜居する。未成熟の兒童と成熟せる青年者や成年者との別を存せない。そしてそこには、少年たちが彼等の年齢と彼等の精神的發達とのために好ましからざるか若しくは危険なる様々の事柄を知り、また様々の事實を経験するの妨止する譯けに行かない。苟くも少年かかくのとき一個の環境内に生活するかきりに於て、假令彼れの父母たちが彼れに能ふかきり最良の教育を與へることに努力したにしても、尙ほ彼れか一つの道德的損失を蒙るてあらうのは固より當然である。何故なれば、かくのとき情況の下に、環境の諸影響を淘汰することは不可能事であるからである。蓋し、この環境は、一般的に、父母たちがこれ等の情況によりて彼等の子女たちに對して生するに至りたる危険なる諸影響を最早飽和すべく努めようと思へないほどにも、爾かく力強くまた父母自身の上に作用する。かようにして、そこには、教育の缺乏と一つの不健全なる雜居を伴ひたる人口過剰なる一つの環境内に於ける生活との二つの原因が結合されて居るのである。少年犯人の最大多数はかくのとき情況に由來したものである。それ故に、これ等の場合

に對して最も妥當なる處分は、道德的に脅威せられたる少年たちを彼等の父母の權力から離脱せしめ、また彼等を脅威しつつある諸情況から彼等を遠からしめ、そして上述せるかとき缺陷の存在せざる或る他の家庭に彼等を委託することを目的とするそれて在らねばならない。

少年たちの適當なる教育を妨げる他の一原因は、父母の遊牧的生活で在り得る。生産に於て、文化に於て、また生活一般に於て實現せられたる總ゆる進歩にも拘らず、尙そこには常に若干の遊牧的生業を存する。即ちこれ等の生業を遂行する人々はしははその居所を變更し、而かも彼等は尠くとも年間の最大部分に於て、如何なる住居をも持つて居ないのである。かようにして、かくのとき生業者の子女たちは何等の學校教育をも受けることなく、また彼等の家庭教育はこの生活方法によりて著しき損害を蒙るのか、即ちその結果である。加之、少年が假令この教育を受ける場合に於ても、そこには更らにこの教育の効果を破壊し去る他の事情を存する。蓋し、彼れの居所が常に變更することによりて、彼れは、隨所に於て、彼等の生業上の理由とは別種の理由のために一種の流浪生活に耽溺せる人々、言ひ換へれば、職業的浮浪者や、官憲の眼から逃れるべく輾轉する犯罪者たちや、その他のものに邂逅することか即ちそれである。犯罪人の一大部分を供給して居るものは、また等しくこれ等の少年たちである。

我々は、中央、東部及び西部ヨーロッパに於て、尙ほ可なり著しき數に於て輾轉しつつあるジブシーの群を閑却する譯けに行かない。彼等の遊牧的生活と彼等の文化の低き水準とに由りて、彼等は今日の社會

及び國家によりて樹てられたる秩序と諸法則との圏外に生活して居る。そして彼等は彼等の子女を彼等自身のそれと同一の諸原則に於て育成して居るのである。彼等の殆ど凡ては既に財産權及び生命身體の安全に關する諸法律に對する一つの重大なる違反行爲を犯したるものである、そして彼等の子孫もまた同一の方法に於て行動するものであらう。私の觀るところを以てすれば、幾多の世紀を通して傳へられたるこの過去の殘滓を消滅せしむべき最後の手段は、彼等の遺傳的諸本能を根絶し、社會に關する諸々の觀念と現時の社會に行はれつつある秩序に對する尊重の念を彼等に教へ込むために、この種の少年たちを、その最も幼少なる時期に、彼等の父母の手より奪ひて、彼等を適當なる家庭に委託すること以外には存せない。

最後に、我々は、父母か彼等の子女を育成することを欲せざる場合に就きて検討するてあらう。

實際、そこには、彼等の子女に一つの善良なる教育を與へることによりて、彼等の子女の將來の生活を準備することに存する彼等の子女に對して彼等の有する諸種の根本的、自然的義務を履行せざる父母の一大多數が常に存在する。一部のものは、彼等か毫もそれを重大視して居ないかために、この義務を閑却し、そして彼等は毫も問題の道德的方面を省察することなしに、單に子女の物質的將來を保障するたけて足りるものと考へて居る。そしてそこには、この努力すらも缺いて居る場合かまた尠くない。更らに他の一部のものたちは全くの無感覺を以てそれを爲して居る。そして最後に、更らに他の一部のものは、子女の教育に没頭することによりて、彼等か彼等の享樂、彼等の安樂、彼等の野心等を制限せねばならない

あらうかために、これを抛擲して居る。かようにして、彼等は彼等の子孫を作ることによりて彼等に課せられて居る諸々の義務や任務よりも、寧ろ彼等の利己主義に於て彼等の安逸を擇むて居るのである。

この部類に屬する父母たちは、假令彼等の子女たちの道德的破滅か彼等によりて等閑に附せられたる教育の結果であつたにもせよ、彼等の子女たちか彼等の親權から解放され、且つ彼等によりて等閑に附せられたる任務を欣んで引受けむとする一つの家庭に委託せらるべき處分か取られるてあらうとき、何かと面倒な文句を並へたかのか常例である。

以上に爲されたる諸般の考察を要約することによりて、我々は、結局、裁判所の審判に附せられたる少年たちは、次きの諸場合に於て、同一の理由の下に或る他の家庭に委託され、若しくは彼等の父母の親權から解放されるてあらうことか望まじきこととされるといふ結論に到達するものである。

(1)、彼等か彼等の父及び彼等の母を失ひたるかために家庭的監護を奪はれたるとき、又は私生子かその母を失ひたるとき、

(2)、父母か自宅外に於てその生業に従事するの故を以て、彼等か子女の教育に彼等の全力を傾倒し得ざるとき、

(3)、父母か彼等の子女に教育を與へ得ざる時、及び彼等か一つの肉體的若しくは精神的疾患に冒されて居るとき、

- (4) 父母か、犯罪者乃至賣淫者として道徳的諸缺陷を有するとき、
- (5) 父母か一つの不良なる教育を與へるとき、若しくは彼等か彼等の義務を全然理解しなかつたかたに、子女の教育を等閑に附して居るとき、
- (6) 環境か彼等の道徳的進化を脅威するかとき、爾かく人口過剰なる住宅内に於て、爾かく不健全なる一つの雜居状態に於て、少年たちかその父母の許に生活するとき、
- (7) 父母か一つの遊牧的生活を營むもの、就中ジプシーの群に屬するとき、
- (8) 一般的に、無感覺によりて、良心の缺乏によりて、若しくは利己心によりて、父母か子女の教育に彼等の力を傾注せざるべき。

前に既に述べたかように、少年は恐らくこれ等諸原因の結果として一つの法律違反を犯したものであり、また事犯に應じて裁判所の審判に附せられたものであるとすれば、上に記載せる諸原因の一つを存することか確認される少年はこれを一つの選定せられたる家庭に委託することを以つて適當とせねばならぬ。上述せる諸原因とそれの諸結果とが存在して、而かもそれか尙ほ少年を法律規定との抵觸に持ち來さなかつたであらう場合の存することは、固より可能である、しかしながら、少年かかくのとき或る違反行為を犯さなかつたであらうこと、また彼れか逮捕されなかつたであらうことは、全く偶然的の事實に過ぎ

ない。そこには、またかくのとき諸場合か確認され、そして少年たちか危険なる諸影響の支配に委せられて居るとき、逸早くそれか豫防されねばならない。この場合、彼等はまた或る他の家庭に委託される必要を存する。しかしながら、かくのとき諸場合を確認することは刑法の任務ではない。この任務は少年保護事業の關するところである。そしてそれは國家によりてか、或ひは諸般の慈善組織によりて爲されるものであらう。刑法の見地に於ては、それか犯罪人、賣淫者等の子女に關するとき、管轄諸官廳にこれに關する情報を與へることによりて、また父母か或る罪に就きて處刑せられたるとき、父若しくは母の親權及び子の教育を行ふ權利を剝奪するために、實體法の見地に於て、これ等諸官廳の關與を請求することによりて、刑事裁判所は我々の前に述べたる方法によりて、この少年保護の任務を助勢し得ることになるであらう。

そこには、更らに、家庭委託の處分によりて處遇せらるべき少年たちの有つべき年齢の問題を解決することか肝要である。そしてこの場合、考慮を要することは、ただ教育の有効を期するかために、それか何歳まで及び得るかか點である。そこには、一つの不良なる教育若しくは教育一般の缺乏によりて招來されたる不良なる諸結果か消失するであらうだけ、それだけ速かに良好なる效果か獲得され得るであらうことは疑いない。それ故に、そこには年齢の最低限を確定する譯けには行かない。しかしながら、それかより年長けたる少年たちに關するとき、彼等に於て閑却せられたる教育の諸缺陷を消失せしめることを要する

或る他の家庭に於ける教育か一つのより長き期間、即ち二年乃至三年繼續せねはならないのは確かである。またそれか既に長い間危険なる諸影響を受けて、その修得したる道德的頹廢のより根深き更らに年長なる少年たちに關するときは、そこには、單純なる教育によりて彼等の改善か殆ど期待され得ないであらうことも、また等しく確實である。それ故に、我々はこの見地から、或る他の家庭に於ける教育は滿十四歳までに初りて滿十七歳までに完了すへきものたることを、提案せむと欲するものである。

家庭委託の處分によりて處遇すへき少年たちは彼等の行狀と彼等の諸性質とを精査したる上にてこれを類別しなければならぬ。例へば、勸戒によりて、譴責によりて、また諸種の家庭的懲戒によりて實現される家庭教育は、少年かかくのとき處分によりて影響され得るものたるときのみ、またこれ等の處へか期待されたる諸結果を生ずるときにのみ効果を有し得るものたることを、私は疑はない。そしてそれは、少年たちか未だ全然墮落し切つて居ないとき、彼等の性質か尙ほ強情になり切つて居ないとき、そして彼等か尙ほ未だ謬つた諸觀念に凝り固つて居ないときにのみ期待され得ることである。然るにかくのとき既にその性質の惡變せる少年に在りては、家庭教育上の各種處分は最早何等の効果をも有たないであらう。従つて、かくのとき少年はこれを一つの特別施設に委託することか適當であると考へられる。即ち、かくして彼等は特別なる諸知識を有し且つ未成年者を矯正するために必要な權力を保有する教育家たちによりて處遇されることになるであらう。それ故に、一つの家庭に於ける試みか、少年を社會生活に應化せ

しめるために、この處分の有效ならざることを證明したるとき、若しくは殊更家庭教育を試みるまでもなく、直ちに上記特別處分を取ることの必要なことか明白なるときは、凡てこれを上記のとき特別施設に委託することか適當とされるであらう。

既に前に注意したかように、少年の性質に關するかきりに於て、そこには、その肉體的若しくは精神的諸能力か、一つの單純なる家庭に於て使用される各種の手段によりて助成され得るかためには余りに未發達の狀態に在る各種の異常少年を淘汰する必要を存する。

この場合専ら彼等のために提案され得るものは特殊諸施設である。これに對して、家庭教育は専らその精神的諸能力か正則的なる少年たちに留保されねはならないであらう。

或る他人の家庭に委託され得る少年たちの行狀と諸性質とに關するかきりに於て、彼等は、或る家庭に委託される前に、或る觀察に服するために、凡て一つの特別施設内に集められる必要を存するであらう。そしてこの施設内に於て、彼等は年齢と性とに従ひて分類され、且つ若干の期間、専門教育家たちの處遇を受けねはならないであらう。蓋し、これ等専門家の手によりて、少年か或る家庭に委託せらるへきか或ひは或る特殊施設に委託せらるへきかを決定するために、彼等の行狀、彼等の性質及び彼等の特別なる諸能力か検査されることになるのである。これ等の専門家はまた少年たちに最も適當なる環境と彼等の託せらるへき新たなる父母に期待せらるへき諸性質とを決定するに必要な注意を與へるであらう。この新し

き父母たちの問題か實際全體の問題に於て最も重要な部分を構成するのである。蓋し、家庭教育の缺乏を確認し、且つ少年を彼れの環境と彼れの現在服しつある親權とから遠く引離することによりてその者の改善目的を達成し得べきことを覺知するのは敢て困難でない。彼れの道德的進化の點から見て脅威を受けつつある少年を彼れの家庭から引離して、これを或る他の家庭に委託し、そして彼れに有利であつて而かも彼れの將來を助成すべき一つの適當なる代償を彼れに供與することによりて、そこには一つの大きな過失乃至は一つの大きな不正か犯され得るものではない。しかしながら、それは彼れの新たなる父母に於て見出さるべき諸般の良好なる教育的資格を豫想する。この場合、明確に認識されねばならないことは、彼等に對して如何なる資格か期待され且つ求められねばならないか、そして如何なる家庭に於てそれ等の資格か見出されるであらうかである。またそこに注意を要する點は、少年たちが如何なる條件に於て委託されねばならないか、これかためには如何なる保障か要求されねばならないか、そして課せられたる任務の遂行か如何にして監督されねばならないかである。

新たなる父母から要求せらるべき第一の條件は、彼等の生活の仕方によりて、彼等か社會及び國家の成員としての彼等の義務を履行する善良なる市民たることを、彼等か彼等自からに實證して居ることである。加之、また彼等の善行、言ひ換へれば、彼等か嘗て或る法律違反によりて處罰されたる事實なきことかそこに豫想されて居るのは固より云ふまでもない。飲酒癖若しくはこれに類する他の惡癖を有する人々

と極端なる宗教的若しくは政治的思想に囚はれたる人々（例へば國家によりて承認せられたる宗派に屬する人々、又は國家の存在を脅威するかとき政治思想を主張する人々）とは絶對的に排斥されねばならない。蓋し、國家は、善良なる市民となることを要する少年たちの教育を、公序を脅威し若しくは國家の法律を尊重せざるかとき人々に託する譯けには行かないからである。しかしながら、ここに要求せられたる條件を充すかためには、單に外面的に正しき一つの生活を以て充分とするものではない。家庭的生活、夫婦間の關係、夫婦と子女及その他の家族との間の關係か凡て最良のものたることを要する、何故なれば、この新しき環境内に置かれたる少年は、その收養せられたる家庭と彼れとの直接的諸關係によりて、この環境から新たなる諸印象を受けねばならないし、また彼れは彼等の示す手本に従ひて彼れの思想を變改し、且つ同時に彼れの生活を改造せねばならないからである。また夫婦間若しくは親子間に不和を存したり、或ひは夫婦生活の誠實か守られて居なかつたりするやうな一つの家庭に於て、少年か道德的に脅威されて居る場合、そこには決して一つの善良なる新教育か期待される譯けに行かないからである。

選はるべき家庭は、また等しく、子女の教育に有能であることを實證されねばならない。そしてそれは現にその家庭に於ける子女の教育か完全に行はれて居ることによりて最も克く實證されることになるであらう。それ故に、その子女か一つの良好なる教育を受けたる諸家庭にのみその選擇を制限することか最良とされるであらうことは疑ひない。しかしながら、そこにはまた、彼等自身の子女を失ひたる代償として他人

の子女の教育に彼等の力を傾倒せむと欲する子なき諸家族、又はこの極めて有意義なる事業に献身せむと欲する子なき諸家庭も、等しく閑却される譯けには行かない。要するに、一つの善良なる教育を興へる彼等の能力が最克く判断され得るのは、彼等の子女を現に良好に育成しつつあるか、若しくは良好に育成したる諸家庭に於てである。そしてこの理由のために、これ等の諸家がこの重大なる任務に就きて最も有能なるものと認定されねばならない。

また選定せられたる家庭に等しく要求されねばならないことは、それ等の家庭が彼等の任務を理解するために必要なる聰明を有し且つ彼等に課せられたる義務を充分に意識して居ることである。

少年の健康に脅威を與へないかために、新しき父母と彼等の家族とは健全であることが必要とされる。従つて、例へば結核病、梅毒等のことき或る傳染病に冒されたる家庭は絶対に排斥されねばならない。最後に、そこにはまたこれ等の家庭の住宅關係、財産及び社會的諸條件に關する調査が必要とされる。これ等の諸事情が有利でなく、而かも彼等自身の子女の或る道德的若しくは肉體的破滅を惹起し得るであらうような家庭は絶対に排斥されねばならない。

ここに問題とされ得ることは、上記のことき必要なる諸資格を具備する家庭が如何にして確認され得べきかである。私の見るところによれば、選擇か進んでこの任務に献身せむとする諸家庭に制限されることを要するのは明白である。何故なれば、第一彼れの家庭に他人の子女を收養する義務は決して法律によりて課

せられ得るものではないし、またかくのことき試みには恐らく成功の可能性を存するものではないからである。そして第二に、この任務は、何等の強制に基くことなしに、それか任意に且つ献身的に企てられるべきに於てのみ、一つの良好なる結果を擧げ得るものであるから。

次に、それには各市町村に於て、一つの公告若しくは或る他の慣用的方法によりて、或る他人の子女を收養せむと欲する家庭を募集し、そして市町村廳にその申込を爲さしめることが必要とされる。かくして申込を爲したる諸家庭にはその家庭の一般的諸事情（年齢、職業、子女の數及び年齢、資産、住宅關係衛生的諸條件）と少年の委託に對する家庭側の特別な諸條件とを確認するための問書（調書項目を列舉したる）が交付されるであらう。

かくてその調書項目に一々解答を記入したる上にて各申込者より更らに提出せられたるこれ等の問書は、少年たちを或る他の家庭に委託するに先ちて、先づ或る期間觀察のために彼等を收容し且つ家庭委託の指揮に任すべき施設——既に我々か前に指摘したるかことき——に送附せらるべきであらう。かようにして、これ等の申込書は、この施設に於て、一々上記諸原則に準據して審査され、そしてこれ等申込書にそれそれ記入せられたる解答に従ひて不適當と思料される家庭は凡て選擇の範圍から除外されることになるであらう。

他方に於て、また委託少年の新たなる父母の人物を明瞭に認識するために特別な諸問題を課したる問

書かそれ等の家庭所在地の市町村廳に送附されるてあらう。同時に、候補家庭の諸條件を充分に知悉せる學校の教務課にまた等しく一つの問書を送附されるてあらう、何故なれば行政課（市町村）には必要なる教育上の經驗が缺けて居るからである。

この二つの問書に對する解答は家庭委託を指揮する施設に取りて、如何なる家庭か新しき父母としての一般的諸條件を具備せるかを決定するための一つの基礎を構成することになるてあらう。かようにして、市町村と學校とによりて與へられたる解答に従ひて無能力と史料される諸家庭を淘汰したる後、選擇の範圍内に殘されたる爾餘の諸家庭は、更らにその所在地に従ひて（都會、農村、工業地又は農業地）、職業に従ひて、その社會的諸條件に従ひて、またその他の諸標準に従ひて類別されることになるてあらう。少年たちの検査を爲したる後、この施設は、教育上の諸原則に従ひて、如何なる諸條件か一つの少年に取りて最も克く適應すへきかを決定し、そしてその結果に従ひて、家庭の或る範疇を選定することになるてあらう。

少年か愈々具體的に或る家庭に委託されることか決定されたる後、そこには、物質上及び教育上の諸問題に關して新父母の諸般の權利と義務とを特定する諸條件か一個の契約によりて約定されるてあらう。此契約に於ては、第一に、少年に與へらるへき衣食及び監護の費用か定められるてあらう。そしてこの費用は國家の負担たるへく、しかし、國家は少年の父母に對して一つの賠償を要求する權利を有するてあら

う。新父母は少年を彼等自身の子女と等しく孕育し、彼れの肉體的健康に注意し、彼れを學校に送る義務を有すると同時に、また彼等自身の暮し向きのために、就中、その年齢に適當せざる或る勞働の手段によりて彼れを使役することなき義務を負担せねはならないてあらう。新父母は少年の教育及び生理狀態に關して正規の報告を上記施設に提出し、且つこの點に於て施設の指圖に適從する義務を有するてあらう。委託に先ちて、この施設の醫師は精細に少年の肉體狀態を検査すへく、また新父母居所地の官選醫師は六箇月毎にこの検査を繰返すことを要するてあらう。若しも少年の狀態の悪化せることか發見された場合には、その原因を調査し且つ少年を或る他の家庭に委託することを要するてあらう。

新父母に要求せらるへき諸般の保障に關するかきり、それは物質的よりも寧ろ道德的諸保障に存すへきてあらう。新父母は彼等の過失によりて惹起されたる凡ての物質的損害を賠償する義務を負担せねはならないてあらう。しかしながら、無形の損害を賠償することは困難である。それ故に、そこには、一般的に、また凡ての特殊の場合に就き、極めて入念に新父母を選定し、且つ彼等の行動を監督することによりて、これ等の無形の損害の發生を防止することか肝要とされるてあらう。

この監督は書面による諸報告と直接視察とによりて行はるるてあらう。

委託家庭は三箇月若しくは六箇月毎に、監督施設より送附せらるへき問書に解答する義務を有するてあらう。この問書に於ける設問は、凡てそれによりて教育の改善が確認され得へき諸事實に關係するものた

るべきであらう。

市町村廳は申込家庭の側より爲されたる諸解答の眞實を檢查し、且つ問書によりて課せられたる補足的諸設問に解答し、そしてこれ等の問書を監督施設に送附する義務を有するであらう。若しもそれか通學児童に關するものであつたならば、學校當局は監督施設に諸般の報告を供給する義務を有するであらう。

監督施設に於ては、諸報告が檢查され且つそれか比較されるであらう。そしてそこに矛盾が發見される場合、若しくは少年の行狀に就きて何等改善の實蹟が認められなかつた場合には、施設はその原因を調査し、且つその結果次第にて適當なる處分を命ずることを要するであらう。

家庭委託を指揮する上記監督施設によりて派遣せられたる特別監督員は直接これ等調査の任に當るべく、そしてこれと同時に、委託せられたる少年か如何なる方法によりて教育されつつあるか、彼れの肉體的及び精神的狀態如何、また教育の結果如何を直接的經驗によりて理解するため、委託家庭に不時の視察を爲すべきであらう。これ等特別監督員の諸報告に従ひて、家庭側より、市町村より、また學校より提出せられたる書面による諸報告は、監督施設に於て檢查され、且つ訂正されることになるであらう。

我々が既にしはしは主張したかように、我々は家庭委託を監督し、且つこれに關聯する凡ての活動を集中するために、一つの特別施設を設置することの必要を提唱するものである。

第一に、或る他の家庭に委託せらるべき少年は凡てこの施設に通牒せらるべきであらう。就中、裁判所

は、児童又は十六歳未満の未成年者か或る罪を犯したる凡ての場合に於て、彼等か處罰せられたる或ひは放免せられたるに關はりなく、事件をこの施設に通牒する義務を有するであらう。この場合、通牒を受けたる施設は警察及び後見諸機關の助けを藉りて犯罪の動機及びその諸原因を調査すべく、そしてそれか家庭的諸條件に存するものと思料されたるときは、この施設は少年を家庭に委託すべきものと決定すべきであらう。

假令少年か裁判所の審判に附せられたるものでないにしても、苟くも彼れか道徳的に脅威されて居るものであるかきり、教育の缺乏若しくは不良に關する場合も、また等しくこの施設に通牒せられることを要するであらう。従つて學校當局及び市町村廳はこれ等の場合に通告する義務を有すべきであらう。

この場合に於ても、施設はまた等しく必要な調査を爲したる後、少年を父母の手より引離して、これを或る他の家庭に委託すべき處分を提案することを要するであらう。

少年を一つの家庭に委託する決定を與へる權限は裁判所に屬するものたるべきことを我々は提唱する。何故なれば、それは父母及び子の個人的權利に關係すること甚大なるものを存するからである。裁判所の與へるこの決定か他の民事事件に於ける一つの判決と同様に看做されるかためには、裁判所は絶対に獨立であつて、而かも公衆に向つて充分の權威を有するものであらうことが必要である。

施設は書面によりて裁判所にその提案を爲すべきであらう、そしてこの提案には理由を附し且つ同時

に、父母及び少年の諸條件に關するかきりに於て獲得せられたる各種調査の結果を徵證材料として添付することを要するであらう。

裁判所は父母乃至後見人を訊問すべく、そして彼等の答辯を聴取し且つ諸般の事實を取調へたる後、その結果を施設に通牒すべく、そして施設はこれに對して更らにその意見を解答すへきてあらう。これ等の手續を経たる後、裁判所は文書を以てその決定を與へ、且つこれを關係者（父母、後見人及び提案者たる施設）に送達することを要するであらう。極めて緊急なる諸場合に於ては、施設は、相當の理由を附して、先づ施設に少年を委託すへき請求を爲し得るであらう。裁判所は、この場合、事件を確定的に處理する前に、先づこの請求に就きて決定を與へることを要するであらう。

施設は判決を執行し、その施設内に於て少年を觀察し、且つこれを登録せられたる一つの家庭に委託する権限を有すであらう。

施設は委託諸家庭と契約を爲し、且つ上述せる方法によりてこれ等の家庭を監督するであらう。父母の諸條件に、少年の還附を必要ならしむへき變化を生じたる場合に於ては、施設は諸般の必要なる調査を爲したる後、委託を取消し且つ少年を父母の許に還附すへき處分を提案するであらう。

少年が制限年齢に達したるときは、施設は、彼れの肉體的及び精神的諸條件に従ひて、少年に或る適當なる生業を修得せしむるに必要な處分を爲すことを要するであらう。

ここに提案せられたるかごとき家庭委託制度の實現は固より大なる經費を要求するものであるには違いないか、しかしながら、それは未成年者及び成年となりたるはかりの弱年者の間に於ける犯罪の減少によりて償はれて餘りあるものであらう。何故なれば、この部類の犯罪は、各種の保安及び豫防手段、犯人の訴追、並びに刑務所に於ける彼等の拘禁に關して、更らにより大なる經費を要求するからである。加之そこには、極めて理想的な、そして同時に純粹に物質的なる第二の利益として、今日少年たちか社會秩序の敵であるのに反して、彼等か社會の物質的及び理想的諸價値の増進を助成すへき善良なる市民となり且つ人類の進歩に貢献するに至るであらうことを看過してはならない。

それ故に、我々は極めて眞面目にこの制度を推賞するものである。

(完)

號數	年 月	司 法 資 料 表 題
第一號	大正一〇、一二	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	" 一〇、一二	第二回國際少年保護會議事錄
第三號	" 一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議事錄
第四號	" 一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	" 一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	" 一一、四	米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
第七號	" 一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	" 一一、六	英蘭及うえーるすノ警察
第九號	" 一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	" 一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	" 一一、九	英國ノ判事及ますたー論

司 法 資 料 表 題
 第一號 定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
 第二號 第二回國際少年保護會議事錄
 第三號 國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護視察制度創設ニ關スル會議事錄
 第四號 米國ノ家庭裁判所
 第五號 獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
 第六號 米國ニ於ケル少年裁判所ト社會
 第七號 第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
 第八號 英蘭及うえーるすノ警察
 第九號 復權ニ關スル佛國法令
 第一〇號 獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規定佛國戰時家賃法伊國小作契約法
 第一一號 英國ノ判事及ますたー論

第一二號	大正二一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書
第一七號	一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議議事錄及評論
第二二號	一二、六	(附) 統一の勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二三號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
		戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附) 丁抹ノ社會政策 的立法概観

第二四號	大正二二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	二二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附) 調停制度概観
第二六號	二二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附) 英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	二二、八	短期自由刑論
第二八號	二二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集
第二九號	二二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法制
第三〇號	二二、一〇	獨逸國勞働裁判所法草案及理由書
第三一號	二二、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	二二、一一	司法制度改良論
第三三號	二二、一一	獨逸新經濟法
第三四號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例
第三五號	二二、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例

第三六號	大正二三、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(丁抹、瑞典、諾威之部)</small>
第三七號	一三、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及すこつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一三、二	佛國借家借地法
第三九號	一三、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(英國、加奈陀之部)</small>
第四〇號	一三、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一三、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(南亞之部)</small>
第四二號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(濠洲之部)</small>
第四三號	一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ賃率契約ニ關スル立法例 <small>(米國之部)</small>
第四四號	一三、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一三、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位附司法行政機關)
第四六號	一三、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一三、六	瑞西國辯護士法

第四八號	大正二三、七	露西亞事情
第四九號	一三、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一三、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一三、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一三、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一三、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一三、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一三、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令
第五六號	一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一三、一一	獨逸國勞務契約法草案及評論(附)佛國勞働法正文

第五八號	大正二三、一二	米國少年裁判法
第五九號	" 一三、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所及仲裁裁判所ノ組織(附)裁判所相互ノ關係)
第六〇號	" 一四、一	不定期刑ノ言渡制度
第六一號	" 一四、一	改善不能性犯人ノ處遇
第六二號	" 一四、二	英蘭刑事訴訟法概觀及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記錄
第六三號	" 一四、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	" 一四、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	" 一四、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	" 一四、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	" 一四、四	假釋放
第六八號	" 一四、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣

第六九號	大正一四、五	諸國刑法草案
第七〇號	" 一四、六	英國司法警察論
第七一號	" 一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	" 一四、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一編)
第七三號	" 一四、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	" 一四、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所
第七五號	" 一四、八	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二編)
第七六號	" 一四、九	獨逸國陪審裁判所記錄(附)秋山檢事鈴木判事規察報告書
第七七號	" 一四、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七八號	" 一四、一〇	佛蘭西の政治組織(現代佛蘭西の政治、行政及司法制度の概觀)

第七九號	大正一四、一一	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(總則編)
第八〇號	" 一四、一二	刑罰に關する制度(其二)
第八一號	" 一五、一	北米合衆國の刑事裁判(其一)
第八二號	" 一五、二	北米合衆國裁判制度(二、カリホルニヤ州ノ裁判制度)
第八三號	" 一五、三	北米合衆國の刑事裁判(其二)
第八四號	" 一五、四	一九二五年獨逸刑法草案竝ニ理由書(各論篇)
第八五號	" 一五、五	陪審制度視察報告書集(附)ガルソン教授述陪審制度論
第八六號	" 一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	" 一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	" 一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	" 一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	" 一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	" 一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	" 一五、九	同法行政上より見たる普國區裁判所實務(第三篇)

第九三號	大正一五、九	刑罰に關する制度(其六)
第九四號	" 一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	" 一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概観
第九六號	" 一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	" 一五、一一	佛國裁判制度(其一)
第九八號	" 一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	" 一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和 二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	" 二、一	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其一)
第一〇二號	" 二、二	公の秩序に對する犯罪に關する比較法論(其二)
第一〇三號	" 二、二	英國陪審の組織資格選定召集等に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)

第一〇四號	昭和	二、三	司法に關する法制
第一〇五號	"	二、三	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第四篇)
第一〇六號	"	二、四	司法行政上より見たる普國區裁判所の實務(第五篇)
第一〇七號	"	二、四	保安處分
第一〇八號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則篇)
第一〇九號	"	二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論篇)
第一一〇號	"	二、六	ケート・ウエブスター事件の陪審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	"	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	"	二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	"	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法警察
第一一五號	"	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (總則篇)

第一一六號	昭和	二、九	米國の勞働法制(上)
第一一七號	"	二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	"	二、一〇	刑法草案集(端西一九一八年案、塊一九二二年案、伊一九二一年案)
第一一九號	"	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國の刑法典草案及同理由書 (各論篇)
第一二〇號	"	二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式とその判例
第一二一號	"	二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	"	二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	"	二、一二	フレデリック・バイウォーターズ及エディス・トムソン 事件の陪審公判
第一二四號	"	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(總則篇)
第一二五號	"	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	"	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理由書(各論篇)

第一二七號	昭和	三、四	刑法改正に關する比較法制資料(前篇)
第一二八號	"	三、五	刑法改正に關する比較法制資料(後篇)
第一二九號	"	三、六	佛國裁判所の構成に關する法令
第一三〇號	"	三、七	米國裁判所の組織及ひ訴訟手續
第一三一號	"	三、九	ソヴィエット露西亞の法制(前篇)
第一三二號	"	三、一〇	ソヴィエット露西亞の法制(後篇)
第一三三號	"	三、一一	限定責任能力者社會上危險なる精神病者及犯罪的常習 飲酒者に對する處遇
第一三四號	"	三、一二	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	"	三、一二	治安判事論
第一三六號	"	四、一	各國政府の報告に據る私生子の地位に關する研究
第一三七號	"	四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	"	四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	"	四、四	佛に於ける家族制の變遷

第一四〇號	昭和	四、五	陪審裁判手續に關する間(前篇)
第一四一號	"	四、六	陪審裁判手續に關する間(後篇)
第一四二號	"	四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	"	四、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	"	四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	"	四、一〇	ソヴィエット露西亞民法(前篇)
第一四六號	"	四、一一	ソヴィエット露西亞民法(後篇)
第一四七號	"	四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁判所
第一四八號	"	五、一	ソヴィエット露西亞刑法
第一四九號	"	五、二	裁判所構成法 ソヴィエット露西亞刑事訴訟法 行刑法
第一五〇號	"	五、三	英、米、獨、佛の手形法及小切手法
第一五一號	"	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)
第一五二號	"	五、五	佛國民商事裁判管轄

第一五三號	昭和五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務
第一五四號	" 五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案
第一五五號	" 五、八	獨逸刑法及行刑法施行法草案理由書
第一五六號	" 五、九	國際行刑會議報告書集 五
第一五七號	" 五、十	國際行刑會議報告書集 六
第一五八號	" 五、十一	國際行刑會議報告書集 七

145
54

終